

第七十二回国会 社会労働委員会議録 第十二号

昭和四十九年三月二十八日(木曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 野原 正勝君

理事

大野 明君

理事

葉梨 信行君

理事

山下 德夫君

理事

川保健二郎君

伊東 正義君

加藤 紘一君

住 栄作君

田中 覚君

橋本龍太郎君

金子 みつ君

田邊 誠君

森井 忠良君

大橋 敏雄君

小宮 武喜君

出席國務大臣

國務大臣

官房大臣臨時代理

厚生大臣臨時代理

経済企画大臣臨時代理

内閣法制局第四部長

内閣総理大臣官房総務審議官

総理府恩給局長

事務代理

外務政務次官

厚生政務次官

厚生大臣官房審議官

厚生省兒童家庭局長

厚生省金管局長

横田 晴吉君

厚生省援護局長 八木 哲夫君
郵政省人事局長 北 雄一郎君
法務省民事局參 古館 清吾君
消防庁消防課長 辻 誠二君
日本電信電話公社厚生局長 小沢 春雄君
日本電信電話公社業務管理局長 小畑 新造君
社会労働委員会 調査室長 濱中雄太郎君本日の会議に付した案件
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三一号)
国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)
児童手当法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)
保育所等整備緊急措置法案(金子みつ君外九名提出、衆法第六号)
医療に関する件

に準じます準軍属の方々に対します障害でござりますとか、あるいはなくなられた場合の御遺族の援護というのを対象としているわけでございますけれども、この中で事変地あるいは戦地といいうような問題を援護法上取り上げておりますのは、内地と違いまして戦地あるいは支那事変の場合ですと事変地、こういうような直接自己の責めに帰さないという場合には、事変地、戦地の勤務が非常にたいへんだつたというようなことから公務に取り上げるというような考え方で、内地勤務とは違う取り扱いをしている例があるわけでございます。

○野原委員長 これより会議を開きます。
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。坂口力君。

○坂口委員 われわれ日本人は、戦後早くも三十年の歳月を迎えようとしているわけでございますが、戦争のなまなましい記憶を一面では忘れかけようとしておりますが、また反面におきましては、戦争が何であったかということを新しい立場から、かえってはつきりとした全体像を把握できるときを迎えておりませんかと思ひます。いまこの戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を見ますときに、あらためて基本的な立場を考え直すべきときではないかと思うわけでござります。

まず、この中であります事変地または戦地の考え方であります。どういうことを基準にして事変地あるいは戦地といいうものを定めていくのか、この辺のところから少しお伺いをしたいと思います。

○八木政府委員 戰傷病者戦没者遺族等援護法の考え方といたしましては、軍人軍属あるいはこれ

に準じます准軍属の方々に対します障害でござりますとか、あるいはなくなられた場合の御遺族の援護というのを対象としているわけでございますけれども、この中で事変地あるいは戦地といいうような問題を援護法上取り上げておりますのは、内地と違いまして戦地あるいは支那事変の場合ですと事変地、こういうような直接自己の責めに帰さないという場合には、事変地、戦地の勤務が非常にたいへんだつたというようなことから公務に取り上げるというような考え方で、内地勤務とは違う取り扱いをしている例があるわけでございます。

○坂口委員 いま御答弁いただいた、いわゆる勤務が非常にたいへんであったというような考え方からいたしますと、いずれとも言いがたい地域もあるわけでございます。たとえば千島列島ですね。千島列島は昭和十二年七月七日から昭和十八年五月十二日まではいわゆる戦地に準ずる地域といふうに定められておりますし、昭和十八年の五月十三日から昭和二十年の九月一日まで、これは事変地または戦地とこう定められているわけであります。この境界線にしましてもなかなか線を引くということはむずかしい問題だと思いますが、こういうふうな問題はどういうふうにお考えでございますか。

○八木政府委員 戰地の場合とそれから事変地の場合に若干待遇の差があるわけでございますけれども、結局、戦地、事変地の場合の差をどこで求めていくかということでございますが、これは具体的な当時のいろいろな状況、特に空襲が激しかったとか、あるいは戦闘行為があつたとか、いろいろなその当時の(坂口委員)事変地と戦地の区別じゃなしに、いわゆる事変地または戦地に準する地域と、それから事変地または戦地とこうある、それといわゆる内地というのとをどういう

三月二十六日 国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)
出第47号) は本委員会に付託された。

考え方であります。どういうことを基準にして事変地あるいは戦地といいうものを定めていくのか、この辺のところから少しお伺いをしたいと思います。

○八木政府委員 戰傷病者戦没者遺族等援護法の考え方といたしましては、軍人軍属あるいはこれ

—

ふうに……」と呼ぶ) 現在の考え方は戦地とそれから事変地とそれからそれ以外の内地と、この三本立てでございます。したがいまして、地域によりまして、当時の状況によります空襲その他の戦

る日本国内におけるそういうふうな戦争状態といふものをどういうふうにお考えになつておるでしょうか。

で、完全な民間人であつたわけでござりますけれども、軍の指揮なり命令を受けて現実に戦闘行為に参加しただというような非常に激しい状況であつたわけでござりますので、そういう方々は軍の身分關係はなくとも、やはり軍人軍属と同様に取り扱

も、これはやはり軍隊の一つの指揮下において、こうしきああしろといふような形で動いていたときもあったと思う。これは、身分関係といふことを中心にいたしますと、それでくるんだと思いますが、しかし、いわゆる戦争下といふ考え方から

る時点を事変地扱いにするというような取り扱いにしておる次第でございます。御指摘のございま
した千島列島の場合も、その時点におきます状況によ
りまして、昭和十八年の十二月でございますが、
わ、我及ぼしておるだけではございません。

したし、かなりきびしい状態であったことは事実でございます。しかし、何と申しましても祖国に
あったわけでござりますし、生活環境そのほかの
ものから申しますと、輸送力もとだえ、あるいは
敵への効率でありますと我也有る、は外也善くとは

扱うべきではないかということから、現在の援護法の中で戦闘参加者として準軍属としての処遇がいたされている次第でございます。

○坂口委員　いまお話をありましたように、たとえば中間あたりの戦闘の激しさといふものば、私

いたしますと、非常にこの法律に無理があるとうふうに私ども考えますが、その点はどういうふうにお考えでござりますか。

○八木政府委員　先生御指摘のよう、現在の援護法のたてまえから申しますと、軍人、軍属でござります。

○坂口委員 私、なぜこんなことをお聞きしているかと申しますと、たとえば歓舞、色丹、国後、択捉、こういった諸島もこの千島の中には入っていいるだらうと思うのですが、言うならばこれはわれわれは日本固有の領土であるといふ認識を持っているわけであります。その点はどうでございますか、いわゆる日本固有の領土という認識の上に、この法は考えておるわけですか。

○八木政府委員 日本固有の領土とかそういう問題ではないに、具体的に軍人軍属そのほか準軍事的の方がおられた地域がどういうふうな状態であつたかというようなことでございますから、当時陸戦では海外各地に行っておったわけでござります。しかし、もちろん日本の領土以外のところも戦地を扱ういは事変地という扱いにしておるわけでございま

やはり状況がやや趣は違うのじゃないか。確かにこれは単に軍人軍属のみではございませんで、一般国民を含めまして戦争末期はかなりきびしい状態であったということは間違いない事実だと考へる次第でござります。

○坂口委員 たとえば先ほど出した千島列島なんかでありますと、戦闘そのものは全然行なわなくていいなかった地域がかなりあるわけであります。しかし千島列島は一応いわゆる戦地という形になつていて。そういう戦争の激しさと申しますか、すごさということを中心を考えますと、この本土内のほうが非常にきびしい場所もあつたわけです。そういう意味ではこの戦地それから内地といふ線の引き方というものがたいへんむずかしいという気がするわけでございます。もう少し説明なればならないと思いますが、その問題が一つな

ども内地におります者にとりましてはこれは想像を絶するものであったらうと思うわけでございます。それが、直接に軍隊に入つていなくても、あるいは軍属に入つていなくても、一応命令に従つて行動したということで、同じような扱いをされるということは、これは当然のことであろうと困ります。私が申し上げたいのは、それと同じように、内地におきましてもかなり激しい爆撃の下で日々を送つていたところもあるわけです。そういうふうな地域におきましては、軍隊あるいは軍属の、内地におきましても同様にその命令の下に動いていたわけであります。たとえば警防団なんかも今回は取り上げられましたけれども、これもその一つであつたらうと思います。また、たとえば國防婦人会なんというのも、その当時は同じよほこの軍隊の命令下においてやはり動いていたのです。それが、直接に軍隊に入つていなくても、あるいは軍属に入つていなくても、一応命令に従つて行動したということで、同じような扱いをされるということは、これは当然のことであろうと困ります。私が申し上げたいのは、それと同じように、内地におきましてもかなり激しい爆撃の下で日々を送つていたところもあるわけです。そういうふうな地域におきましては、軍隊あるいは軍属の、内地におきましても同様にその命令の下に動いていたわけであります。たとえば警防団なんかも今回は取り上げられましたけれども、これもその一つであつたらうと思います。また、たとえば國防婦人会なんというのも、その当時は同じよほこの軍隊の命令下においてやはり動いていたのです。

ざいます。ような直接の軍の構成員に当たる方、あるいはそういうような直接の身分関係はないにいたしましても、先ほど御説明申し上げました戦闘参加者でございますとかあるいは勤員学徒でございますとか、あるいは今回改正案としましてお題としておこなっております警防團關係でございますとかどうようと、身分關係は直接はございませんけれども、現実にはかなり當時の軍なりあるいは國の確制力というものが働いておった。したがつて、現実問題としまして、身分關係はなくとも、相当の権力關係が働いておつたというようなことで、罰則等も相當いろいろな意味できびしいというような方々につきましては、身分關係があるのと同じような考え方に対するということで現在護法の準軍属の対象にいたしている次第でございます。ただ、先生も当初御指摘でございましたように、現

○坂口委員 ですから、いまおっしゃったように、その地域が日本の固有の領土であるとかないとかいうことではなしに、そこににおける戦争状態がどういうふうな状態にあつたかということによって戦場になりあるいはそれになつていてない、

その問題はひとつおきまして、もう一つこの海
護法第三条第三項の二に「もとの陸軍又は海軍
要請に基く戦闘参加者」、こういうものが書いて
ございますが、これはどういうふうなものが該當
するか。

ではないかと思います。今回、この警防団等のはこの法の範囲内に入ることになりましたけれども、しかしそのほかにもそれに匹敵するようなたちはたくさんいたと思うわけであります。が、内地とそれから内地との区別は、地理的に申しま

在の援護法のたてまえと申しますものが、ある意味では国が使用者であるというような、国の直轄雇用しておった、あるいは雇用しておったのに連じているような形で、使用者の責任というような立場から、国家補償であるというような立場から

こういう御意見でござりますね。私もそうだらう
と思うのです。

そこで、それならば、現在日本の領土になつて
おりますこの本土、ここにおきましてもいわゆる
第二次大戦末期におきましては非常にきびしい状
態になつたわけです。連日東京をはじめ各都市は
空襲を受けまして、いわゆる戦地といつてもいい
状態になつたと思うわけであります。このいわゆる

○八木政府委員 現在援護法におきましては、直接の身分関係のなかつた方でございましても、生御指摘の戦闘参加者、これは準軍属として取扱つてあるわけでございますけれども、具体的で申しますと、沖縄でござりますとかあるいは、サイパンの玉砕地等におきましては、一般的の民人の方も當時戦場にあつたわけでござりまするるのでございましょうか。

ら、国家補償であるというような考え方で現在の被援護法の法体系といふものが成り立っている次第でございます。したがいまして、確かに先生御指摘のように、特に戦争末期等の場合には、当時いたしましては、総力戦であつたわけでございながら、直接間接にいろいろな各個人の自由とう面は、現在から比べますと、とうてい考え方がないような時代であつたわけでございますけれど

も、たゞ、そういう意味から申しますと、国民全體がそういう意味で何らかの戦争参加というよくなことがありますたわけでございますけれども、やはり援護法のたてまえから申しますと、身分関係がはつきりしておる、あるいは身分関係がなくとも身分関係にあるのと同じように國の強制力、あるいはある意味で申しますと特別権力関係と申しますか、そういう面が及んでおつた範囲の方々についてが、現在の援護法の法体系として考えられますこととしましてはそういうような内容になるわいはある意味で申しますと特別権力関係と申しますか、そういう面が及んでおつた範囲の方々についてが、現在の援護法の法体系として考えられましては、身分関係のない方々につきましては、現実に相当な國家権力なり強制力が及んでおつた方々のみがその範囲にならざるを得ないのではないかといふふうに考えておる次第でございます。

○坂口委員 たとえば旧防空法、これは一般民間人

に消防の義務といふものを課しておりました

し、これを怠った者には懲罰を課した。こういう

ふうな状態の中で障害を受けた人々にもこれは適

用されてもしかるべきではないかという気がする

わけであります。最初にも申しましたとおり、三

十年たちまして、この戦争といふものを新しい角

度から見直す、そしてこの戦争の犠牲者といふもの

のも新しい角度から見直さなければならぬ時点に来ています。そういうふうな意味で、先ほどからその境界線のところをお聞

きしているわけであります、これを防空法一つ

とりましてこういうふうな内容がある。だから

ら、やはりその中で障害を受けた人たちといふの

にもこれは適用されるべきでないかと思ひますが、いかがでございましょうか。

○八木政府委員 防空法関係の問題につきましては、從来防空監視員の方のみが対象になつておつたわけでございますが、今回警防団でございます

とかあるいは医療関係の従事者が入つたわけでござります。ただ、当時の防空法の考え方といたしましては、一般的な防空法に基づきます防空な

り、あるいは防空計画に基づきますいろいろな国民に対する義務といふものはあつたわけでござ

ますけれども、從来ございました防空監視員にいたしましても、今回お願いしておられます旧防空法

の六条関係の場合、いずれの場合にいたしまして

も、かなり國の強制力といふものが及んでおつ

た。さらに、罰則といふようなものもかなりきび

しい罰則があつたという面から、一般の國民の

方々とはやはり趣が違うのではないか。今回の警

防団でござりますとかそういうような方々も、む

ろ公共防空、公の防空というような立場でござ

いますし、先生御指摘ございました防空法に基づ

きます応急防火従事者といふような方々につきま

しては、むしろ、たまたま焼夷弾が落ちたという

ような際に応急防火を行なうということで、ある

意味では、當時國民一般に課せられておつた義務と

いうようなことでございますし、さうに具体的な

命令、法律上そういう命令があつたわけでござい

ますが、具体的な命令といふようなものはなかつ

たわけでございますし、罰則も非常に軽い罰則で

あつたというようなことから、やはり相当な強制

力、一つの身分関係があつたのではないかといふ

うふうに考えておる次第でございます。

○坂口委員 たいへん私も回りくどい言い方をい

りますが、先生のお話を聞いておりまして、

当時の日本はあげて戦場であった私は思つてお

りますし、われわれ全國民が戦争の被害者であつ

たというふうに考えております。

それで、援護法は、先ほど來お話があります

し、先生十分御承知いたいておりますよう

に法体系としては非常に身分、分限のところに縛り

つけまして、そして、私ども考えましても何か

非常に柔軟性に乏しい法律のように思います

ので、いま局長申しましたように、他の視点におい

て、國民全体が当時の戦争被害者であつたとい

うことのたてまえに立つての救済方法がやはりあ

つていいのじやないかといふふうに考えておりま

す。

○坂口委員 当時の一般國民で戦災等の方々

につきましては、全く処遇がなかつたわけではございませんで、當時、昭和十七年に戰時災害保護

法といふのがございまして、戰時災害によりま

でなくなられた方あるいは災害を受けた方、御遺

族等に対しまして、一時金でござりますけれども、

若干の給与金等の援護措置があつたわけござ

ります。しかし、これはもうすでに現在廢止になつ

ているわけでございまして、當時におきます一時

援護措置としてそういうような措置があつたわけ

でございます。

が、ずいぶん数字が違いまして、そうしてそれが

ほんとうに内地においてなくなられた、あるいは

傷を受けられた方の数かというのが、はつきりと

わかるわけでございますが、ほんとうに見捨てられて

いたといつても過言ではないと思うわけでござい

ます。福祉のほうでこれを見ていくべきだとい

う御意見がござりますが、しかし、現在の福祉の体

系ではそういう人たちはなかなか見られないのが

実情なんです。これはそういう言い方をします

と、この援護法そのものも福祉のほうに含めて、

それを見ればいいということになるわけでござい

ます。そうではなくして、この法律があるというの

では解決できる問題ではないといふふうに考えら

れる次第でございまして、ある意味で申します

と、國民全体が被害者であったわけでございま

す。そういうような方々に対しましては、むしろ

一般的な社会福祉、一般的な社会保障政策の充実とい

う面でカバーすべき問題ではないかといふふうに

考えておる次第でございます。

○石本政府委員 ただいま局長からお答えいたし

ておりますが、先生のお話を聞いておりまして、

当時の日本はあげて戦場であった私は思つてお

りますし、われわれ全國民が戦争の被害者であつ

たというふうに考えております。

それで、援護法は、先ほど來お話があります

し、先生十分御承知いたいておりますよう

に法体系としては非常に身分、分限のところに縛り

つけまして、そして、私ども考えましても何か

非常に柔軟性に乏しい法律のように思います

ので、いま局長申しましたように、他の視点におい

て、國民全体が当時の戦争被害者であつたとい

うことのたてまえに立つての救済方法がやはりあ

つていいのじやないかといふふうに考えておりま

す。

○坂口委員 内地で傷ついた方がかなりたく

さんあるわけでございますが、ほんとうに見捨てられて

いたといつても過言ではないと思うわけでござい

ます。それはもうすでに現在廢止になつた

御答弁をお願いしたいと思います。

○八木政府委員 私からまず御答弁させていただ

きたいと思います。

先ほど来申し上げておりますように、現在の援

ただ、先生御指摘のように、確かに現在の援護法の改善充実に伴いまして、終戦期等におきます、内地等におきますそういう一般市民の方々の問題等もあらうかと思ひますけれども、やはり先ほど来御説明申し上げましたように、むしろある意味では国民全体が被害者であったというような面から申しますと、戦後すでに三十年近く経過しているわけでございますし、むしろ一般の社会保障なり社会保障政策の充実の中で、この問題を解決していくのが一つの方法ではないかといふうに考えられるわけでございます。せっかくの先生の御指摘でもござりますし、今後十分研究させていただきたいと思う次第でございます。

○坂口委員 この問題は、大臣がお見えになりまして、また一言だけ詰めさせていただきたいと思います。

次に、現在、この法律に対して、いろいろ多くの戦傷病者の方から申請が出されているであろうと思います。特に傷病者の皆さんの中から多くの申請が出されていると思いますが、その中で、いわゆる非認定の書類といふのがかなりたくさんあるだろうと思うのであります。その非認定の書類の中でも、どういうふうなものが一番多いのでございましょうか。

○八木政府委員 開戦がどのくらいあるかにつきましては後ほど……。

大体率にいたしまして一割までにはいっておらないわけでございますが、若干ございまして、現在どういうものがその若干になつておるかといふことでござりますけれども、一番多いのは、はたしてその障害が公務に基づく障害であるかどうか、あるいは本来の公務ではなく、御自分の、復員なりあるいは内地の引き揚げ後発病した病気ではないかというようなことで、その関係が戦地なりあるいは軍務なり、そういう公務に関連したという面が非常に立証できにくいというような面で、取り上げられておらないというケースが相当數ではないかというふうに思つておる次第でございます。

○坂口委員 私も、いまおっしゃったような境界線の一例を知つておるわけでございます。これは鈴木一郎さんという方で、明治四十二年五月二十日生まれの方でございます。この方は、何回か軍隊に入られ、あるいはまだ一時除隊になり、何回かこうしておみえになるわけでございますが、恩

給のほうから申しますと十一年四ヵ月十五日にしかならないわけなんです。十二年にはちょうど満二十歳なんですが、この方は、第二次大戦中、中國との国境で従軍しておみえになった元衛生上等兵でございます。この人は、その当時から、国境の警備等に立つておりましたときから関節の痛みを再三訴えておりました。上官からはそれは関節リューマチではないか、その疑いがあるというふうなことを言われていたわけでござりますが、しかし軍務につけないというわけではなかつたわ

けでございます。しばしば痛みを訴えながらも軍務についていたわけであります。昭和十九年の十月十七日に除隊になつております。以後、内地に帰りましてからだんだんとそれが悪化をいたしまして、次第に歩行も困難となりまして、現在は寝たきりのことが多い日々になつております。

この例に見ますごとく、いわゆる外傷ではなしに、内部疾患との関連で悩んでおみえになる方がかなりあるであります。こういう病院にはつきり入院したというような記録等がまずございますれば、これはたとえ内部疾患でございましても、そこにおきます発病というものが十分考えられると思います。病院に入院したという記録はかなり残っております。

それから、その後また復員しまして内地へ來られたという場合でも、復員後また内地の病院に入つたというような際の記録等におきましても、どこそこで発病したというはつきりしておる点がござりますれば、これは明確であるわけでござります。ただ非常に古いことでござりますので、そういうような記録がないという際に、どこまでいろいろな関係資料を整備するかという問題でござりますけれども、その辺は個々のケースを見まして、ケース・バイ・ケースで判断せざるを得ないのではないかというふうに思われる次第でございます。

いま皆さんの手元にたくさん残っている書類

えはこれは一回合格線に乗つてくるのか。合格するかしないかはわからないけれども、認定になる段階に十分乗り得るためにはケース・バイ・ケースだとは思いますが、最小限度どういうふうなものが必要なんでしょうか。

○八木政府委員 先生御指摘のケースにつきましては、具体的にもう少し中身を見させていただきませんと、この場では何とも申し上げられないと思いますが、ただいま先生御指摘のケースは実は傷病恩給の問題だらうと思いますので、直接は私どものほうよりは恩給局の問題ではないかと思います。ただ恩給局来ておりませんようでございませんので、私どものほうから考え方を(坂口委員「一般論でけつこうです」と呼ぶ)はい。一般論として申し上げますと、当時のある程度の記録がございます。たとえば当時、陸軍病院なり海軍病院等がございましたから、そういう病院にはつきり入院したというような記録等がまずございまして、これがたとえ内部疾患でございましても、そこにおきます発病というものが十分考えられると思います。病院に入院したという記録はかなり残っております。

それから、その後また復員しまして内地へ來られたという場合でも、復員後また内地の病院に入つたというような際の記録等におきましても、

どこそこで発病したというはつきりしておる点がござりますれば、これは明確であるわけでござります。ただ非常に古いことでござりますので、そういうような記録がないという際に、どこまでいろいろな関係資料を整備するかという問題でござります。

いま皆さんの手元にたくさん残っている書類

なケースが私どもにもかなりたくさん寄せられるわけでございますが、しかし、ほとんどこれが認定にならないかはわからないけれども、とにかく認定の段階に十分乗り得るためにはケース・バイ・ケースだとは思いますが、最小限度どういうふうなものが必要なんでしょうか。

それじゃ一体どうしたらいいかということになります。現在そういうふうな書類を集めようとしましても、特に外地にお見えになつたような方ですとそれがどうにも手に入らない。ただ上官あるいは戦友等の証言を待つ以外にはないという例があります。現在そういうふうな書類をめぐらしく見ておられます。特に内部疾患等にかかりますけれども、現在三十年たちました、あるいは三十年以上もうたつているわけであります。この人が三十年以上もたつても、私は何とかの線を引いて救うべきじゃないか、こう思うわけでございます。しかし現在の認定基準と申しましてはよけいにそれが複雑化してくるわけだと思います。この人たちについても、私は何とか、それではかなりはつきりとした証拠書類、たとえば入院したという実例があるとか、レントゲン写真が残っているとか、あるいはまだそこのとき家族に対してもうよくな状態だといふことを書いて出した手紙が残っているとか、そういういろいろな証拠がなければ認められないといふふうなこともお聞きをいたしております。しかしながら、それでもないが確実にそのために傷ついた、あるいはからだをこわされて現在に至つている、そういう方たちがあるわけです。そういうふうな人たちは対してかたくなな考え方ではなくて、もう少し柔軟な姿勢を取り組んでいただく必要がありはしないか。特に、初めにも申しましたとおり戦後三十年を迎えた今日、そういう感を深くするわけであります。

いま皆さんの手元にたくさん残っている書類

で、しかも片づかないのがずいぶんあるだろうと思ひます。たしかに法律の上

ものもあるうかと思います。たいへん頻度の高い

ようなものにつきましては、やはり今後法律の上でかかるべき措置をとつていただくのが当然ではないか、こう思うわけです。また立法院としてもううしていくのがしかるべきではないか、こう思うわけなんです。その点、あらためてお聞きを

なケースが私どもにもかなりたくさん寄せられるわけでございますが、しかし、ほとんどこれが認定にならないかはわからないけれども、とにかく認定の段階に十分乗り得るためにはケース・バイ・ケースだとは思いますが、最小限度どういうふうなものが必要なんでしょうか。

○坂口委員 いまあげました例は、実は御指摘の

ように恩給の問題でござりますが、同じようなかわり合いの例というのは、この援護法において

もやはりあるだらうと思うのです。こういうふう

いたしましたが、今後の問題も含めてどういうふうな御見解をお持ちになっておるか、お聞きしたいと思います。

○八木政府委員 先生御指摘のように、私どもは何かと援護法の中で、運用面でも、救済できるもののは少しでも証拠なり書類なりを集めて救つていくべきではないかというような考え方で実際の法律の運用をしているわけでございます。

それから、確かに三十年近くも前のことなどでございまして、なかなかむずかしい点もあるわけでござりますので、現在、援護法の中でもたとえば四条二項等におきましては、戦地で発病したという場合には、自己の責めに帰せられないものは故意、重過失以外はすべて公務に見るというような規定もあるわけでございます。戦地で発病したところには、つきりしておるというような場合は、現在でも、およそ戦地であればすべて公務と見ましようというような規定もあるわけでございますので、そういうような規定の趣旨にもかんがみまして、先生御指摘の趣旨を十分考えまして、今後とも、補強書類等が整いますれば少しでも救つていくといふふうなことで、できるだけ改善してまいりたいというふうに考えておる次第でござります。

○坂口委員 あと、大臣にも質問させていただきたいところを一応残しておきたいと思いますので、具体的な問題はこれにとどめさせていただきますが、きょう、私申し上げましたのは、いわゆる内地における人々に対しましても、外地とみなされいていた人々と同じようにこの法律を拡大していくべきではないか、そういう問題と、それからもう一つ、はつきりとした物的証拠が残つていなかい人たちについて、しかも戦友あるいは上官がかなりはつきりと、これはそうであったと認め得るものについては、もう少し柔軟な対策のもとにそなえて申し上げたわけあります。

この問題は、大臣がお見えになりましたら重ねてまたやられていただくことにいたしまして、こ

の辺で一応終わりたいと思います。

○野原委員長 寺前議君。

○寺前委員 ちょっとどのどを痛めておりますのでお聞き苦しいかと思ひます、戦傷病者戦没者遺家族等援護法の今度の改正に伴つて、二、三の点をお聞きしたいと思います。

今度の法改正によつて、從来対象になつていなかつた旧防空法の中にある医療従事者や警防団員なども新しく準軍属として対象にするというふうになつたわけでござります。私の理解が間違つておつたら指摘してください、私はあまりあれですかから。

そこで、警防団であったのかどうか。これはいつの場合でもそんなんですが、認定制度という問題が伴う場合にはその認定制度に対する不満といふものは必ず出てくる問題ですね。そこでこの警防団であつたのかどうかという認定について、その要件をどういうふうにするんだ。要件をきびしく指定してしまつたら、もう三十年も昔の話ですからわけのわからぬことになつてしまふ。せつかくやる以上は十分に配慮する必要があると思うのです。そこでその要件について、どういうふうにやろうとしておられるのか、ちょっとお聞きたいと思ひます。

○八木政府委員 先生御指摘のように、もう戦後三十年近くなるわけでござりますので、警防団等が対象になる場合には、はたして今回の法改正の対象になれるかどうかという面で、立証面につきましてもいろいろ問題があつたかと思ひますけれども、私どもといたしましては、この改正法というものがもし成立いたしました暁には、できるだけ趣旨の普及なりそういう面を考えますとともに、法改正の趣旨といふものにかんがみまして、できるだけあたたかい、法の範囲の拡大というものが及んでいくような方向で努力いたしたいと思う次第でございます。

〔委員長退席、山下（徳）委員長代理着席〕

具体的にどんなものが必要かということでござりますけれども、私ども考えておりますのは、な

かなかない場合もあると思いますが、現実に持つておられる方もかなりござりますので、たとえば当時の地方長官から交付されました防空従事命令書でございますとか、あるいはなくならぬ場合に關係団体等からの表彰状がござりますとか、あるいは弔詞等をお持ちになつておるというようなことを考えておるわけでござります。しかしながら

なにかそういうものをお持ちになつておらないといふことも考へられると思いますので、当時の関係者の方々の証言でござりますとか、あるいは各都道府県で保管しております殉難者名簿というようなもの等、そういうようなことが推測できる資料がござりますれば、今回の立証書類といたしましてできるだけ幅広く考えてまいりたいと考えておる次第でござります。

○寺前委員 この新聞に三月十七日ですか、「空襲下の警防・救護団員に年金」ということで、「過ぎた三十年の教訓」という記事が載つております。東京都の「犠牲者の会」という会がありまして、薄田松治さんという人が会長になつておられます。東京都の「犠牲者の会」という会がありまして、薄田松治さんという人が会長になつておられるのですが、この会長さんの内容がたまたまここに載つているわけですね。そうすると、全国からこの人のところにお手紙が来ているようですよ。要するに「過ぎた三十年」ですから、いまおつしやつたような従事令書とかあるいはまだ表彰状みたいなものをを持つてない人が多いわけです。それから関係者がおられなくなつて空襲下ですから、あと疎開をしてしまつたとか、三十年の歴史というのは、条件というの非常にむずかしくしているのです。

そこで、この人のところに幾つかの手紙が来てゐるのを私見せてもらいましたけれども、訴えられていることはみんな共通しているのですね。要するにむずかしいということを、これは当時学童疎開で東京におらなくて、疎開先で両親や姉たちの死を知らされたたどりたどりことで、小さい子供であつたらも戴く事が出来ませんでした。」第三者の証言が事は、間違いなくわかっているのですが、第三者の証人が居りませんため、たしか先年でしたか、何か警防団員の死亡者に、一時金が出した折に手紙はそういうことなんですね。

それから埼玉県の蕨におられる永田さんという人の手紙を見ますと「私の父は警防団員であつたんですね。何かそういうようなことで、実際に問題として私はその人だけがたよりだ。この人の手紙はそういうことなんですね。

それから埼玉県の蕨におられる永田さんという人の手紙を見ますと「私の父は警防団員であつたんですね。それから関係者がおられなくなつて空襲下ですから、あと疎開をしてしまつたとか、三十年の歴史というのは、条件というの非常にむずかしくしているのですね。

そこで私は、せつかく三十年もたつた今日、これをやろうというになつたら、かなりやりやすいやり方を研究する必要があるんじゃないだろうか。たとえば先年自治省が何か見舞い金を出し

何年かたつとその人自身おらなくなつてしまふん
○八木政府委員 御指摘の名簿はございません。

が、これは何でそうしないのですか。

どういうような見解を持
て聞きたいと思ひのです

二〇一

だから、あのときに出されたものはもう無条件に
するとか、あるいはまた「殉職消防職員 消防団
員顕彰記録」などというのを府県なんかでつくつ
くもんじよ。こういうものを見ると、この名等

の中に警防団員であつたというようなことなんか
も書いてあるのですよ。これを見ると、私はそれ
ぞの消防団員の名簿とか、警察なり消防署なん
かに一定の記録があるんじやないかと思うのです
よ。だからそういう一定の記録を調査して、当局

と思いますから、そういうものはできるだけ活用したいと思いますが、全般を通じましての警防でなくなられた方の名簿というものはないわけございませんので、既存の資料はできるだけ活用でまいりたいというふうに考えております。

新たに授護法の対象に取り上げることによりまして、年金、弔慰金等の対象になるわけでござりますが、特別給付金につきましては、翌年度に法改正案を御提案しましてお願いしておるというよくな次第でございますので、私どももいたしまして

ざいますので、援助法の対象になるというふうに思
考えておられますけれども、ただ、徴用工ではなし
に、本来の御自分の仕事をそのままやつておらわれ
た方といふ人々になつてまいりますとなかなかあ
ざかしい場合もあると思いますけれども、大部

の側から積極的にさがすという態度をとつてあげないと、疎開している小さい子供だったら、いまの話のとおり、こういう話だつたというだけでかいもくわからないということになるでしょう。子供が大きくなつたつて、近所の人たちといふのはその当時のことは自分が疎開しているんだからわからないといったことが起こつてくる。だからそういう意味で、これは私は、積極的にそういう記録を当局が調査するということをやつて、呼びかけ

○寺前委員 警防団員であつたという名簿とか、そういうものはあるのですか。なくなられたといふやつは、まあ三十年もあればからあれだけれども、基礎になる、団員であつたとか、そういう名簿というのはないのですか。

○八木政府委員 かなり長時間を経過しておりますので、先生御指摘のような名簿が県あるいは市町村等によりまして、あるところもあると思いますし、ないところもあると思います。かなり保存されておりますが、よく見るとやはりどこかに記載してあります。

は、従来の例から申しまして、明年度におきましての特別給付金の改正対象として考えてまいりたいというふうに思っている次第でござります。
○寺前委員　さつさと一緒にやつたらいいと私は思うのだけれども、これはよくわからぬのだけども、来年度はやるわけですね。
それから、ちょっとついでに聞いておきたいですが、授護法を見ていると、責任を感じて、家賃償の立場に立って対象をこうやって次々にクを広げてきたわけですね。そうすると今度は

の軍需工場の場合には、そこにおきましての工場の勤務のままで現員徴用というような形で一つの身分関係ができるのではないかといふうに考えられますので、軍需工場の場合には原則として援護法の対象になつてゐるのではないかと、いうふうに考えておる次第でございます。

○寺前委員 必ずしもそうでもないですよ。全くが軍需生産に従属していくていますからね。だから大きな工場もあれば町工場もありますから、そうすると事情が変わってくるわけですよ。だ

るということを考える必要があるんじないかと、思うのですが、その辺どういうふうなやり方を、しようとしておられるのか、やり方について聞きたいと思います。

かしい市町村あるいは県等においてはあります。思いますので、そういうものは十分活用できるのではないかとうふうに考えております。

○寺前委員 それじゃ、その名簿を積極的に掘り出してもらつて、積極的に呼びかけるという立場で、せつからくの対象にする以上は喜ばれるようになぜひやつていただきたいということをひとつ提起しておきたいと思います。

警防団の周辺にまだおるのは、軍需工場の兄なんかもそうでしたが、軍需工場で活動し人、これはあの当時の時期でいうならば、一億協力で、事実上協力をしなければならないといふ体制下に入ってしまうわけですね。こういう軍工場なんかで活動しておった人たちを何らかの形でやはりまた対象にしなければならないといふ

ら全体として、それは造船所みたいなところと
うでないところとの違いというのは、大きなど
ろと小さいところの違いがありますから、私は
体としていうならばやはりそうではない扱い方
なつておると思うのです。ですから、おそらく
家賠償の立場でこの法を制定されたときに、一
しづつたところから話はずつと広がっていくか
ら、それが二段階で進んでいく。この立場で、

あるというふうに考へて、私は、まだ実際の運用の問題につきましては、これから研究する段階でございますけれども、

それから次に、これら的新しく拡大された方々が、従来からあるこの特別給付金の制度ですね、この特別給付金の制度の対象の中を見ると、これまるで、ほんとうに出されて資料ですね。参考資料

解に立たざるを得なくなるのではないかと思ふうございます。要するに、戦争そのもののよしあし論争別にして、戦争を勝つためにということで強引に協力せられてはいますからね。それで軍需工

も、ただいま先生から御指揮いたさうした旨もいなか
な御意見等を十分組み入れまして、私どもといふ
しましても、できるだけ今度の制度改正の対象な
ら落ちこぼれのないよう努力してまいりたいと
いうふうに考えておる次第でござります。
○寺前委員 努力してもらつたらいいのですが、
その名簿といふのはないのですか、警防団員やそ
ういう旧防空法に基づくところのやつはどういと
ことになつておるのでですか。

料のうしろのほうのところに書いてありますたが、四十八年度の法改正の支給対象の拡大と、満州事変戦没者の妻に特別給付金を支給するといふこの対象だけですね。だから、せつかくこれは対象を拡大したんだつたら、何で特別給付金の支給に関する事項について、この分野に拡大をしないのだろうか。せつかくやるんだつたら、びちつとみんなそろえてやつたらよさそうに思うのです。

にはちゃんと将校が乗り出してきて、そしていろいろ防空上の指揮もしながら、こうやりよるけでしよう。だから、かなりいろいろきびしい産に対する強制力を伴わせられてきている。ういうところで活動した人たちが、事实上あの争當時においては拘束されるという、やはり個的な責任をかぶられる結果になつてきて、いやないだろうか、こういう分野については

わろ生こ戦國家の体

えていくならば、ぼくは次にはこの分野が実能実をどうなつていんだらうかということを、分布やはりしてみなければならぬ問題ではないかというふうに思いますので、これはちょっと問題起きをしておきますので、ひとつ御検討いただきたいというふうにしたいと思うのです。

あとでそれに関連して石母田さんから質問がありますから、それはちょっとあとにして、次に

今度の援護法の改正の中で、三目症、四目症の人々に新たに手帳を渡すという問題が出ています。これは、三目症、四目症の人に手帳を渡したことなら、手帳をもらつてどういう利点が出ることになるのですか。

○八木政府委員 三、四目該当者につきましては、三目該当者につきましては、従来資金等が出ておつたというようなことで、一、二目までが対象になっておつて、三、四目は出なかつたというようなことから手帳が交付されることを考えるわけでございますけれども、先生御指摘の具体的な利点という面から申しますと、三、四目の方がその病気によりまして治療が必要であるという場合には、現在の特別援護法でもできるわけでございます。ただ手帳をその場合には、一旦もらつて、またおつたら返さなければならぬというような問題があつて、その場合の事務の簡素化がはかられるという程度でございまして、現実問題といいたしましては具体的な、特に三、四目の場合には非常に軽い障害でございまして、具体的なメリットという面から申しますと、直ちに現行法ではないわけでございます。むしろ戦傷を受けられた方が、この傷は戦傷によつて受けられたんだというような精神的な面の意味というものが非常に大きいのではないかといふふうに考えられるわけでございまして、特に関係者からの御要望のございましたのも、精神的な面でございましても、やはり手帳の交付といふのを非常に熱望されておつたというようなことから、手帳の交付を行なわれたということを考えるお次第でございます。

○寺前委員 私のところに傷痍軍人会あるいはその妻の会から決議が来ているのですが、手帳の交付をしてもらいたい、三目症、四目症に対しても、同時に、国鉄の無賃乗車証でもくれなかつたら、それだけではどうもならぬじゃないか、こういうのが出でねるので、これは相談員の人からきてるのです。せめてそういうような国家の立場に立つて、一目症、二目症の方までは年二回の無料扱いなど一番低い段階でもあるよう

ですから、何かのそういう措置を國としても考えてみるということはどうなんでしょうか。

○八木政府委員 先生御指摘の面に、戰傷病者手帳が交付される以上は國鉄の無賃乗車の取り扱いを考えるべきではないかという関係団体からの強い御要望がかなつてからあるわけでございまして、私どももまず手帳の交付というのが今回予算的にも入りましたわけでございますので、今後の方向といたしまして無賃乗車の拡大等につきまして努力してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○寺前委員 これはほかの問題で私のところに出てきている問題ですが、京都の洛北病院に五十四歳の近藤正司という人が入院しているのです。この人は昭和十八年に右肺上葉浸潤兼左肺門腺炎で内地へ十八年に引き揚げて、第二目症見込みとされ、陸軍省から傷痍軍人手帳の交付を受けて、昭和三十二年から入院して、いまも入院しておられる第二目症の方なんです。普通だつたら第二目症といつたら仕事はできないということにはならないと思うのですけれども、この人は今日に至るまで結婚もできず半生病院暮らし、これは内病院の場合はとにかく起こる因果関係問題とか、そういう問題も含めての話だと私は思いますので、この問題についてはまた別個にお話しをさせたいと思いますけれども、この人と話をしていると、家族も両親もない人なんですが、たまたま療養手当の話になつたわけですから、どうぞお聞きください。

○八木政府委員 長期入院患者の療養手当につきましては、確かに先生御指摘のとおり、現在では月額六千三百円でございます。この手当の性格としましては、やはり入院患者に對します日用品費の面であります。しかし、やはりこの療養手当について、せめて原爆被爆者の医療手当程度のことを考えるか何かしなければいかぬじゃないですか。この点、どうでしよう。

○八木政府委員 長期入院患者の療養手当につきましては、確かに先生御指摘のとおり、現在では月額六千三百円でございます。この手当の性格としましては、やはり入院患者に對します日用品費の面であります。しかし、やはりこの療養手当について、せめて原爆被爆者の医療手当程度のことを考えるか何かしなければいかぬじゃないですか。この点、どうでしよう。

○寺前委員 確かに先生御指摘の面もあると思いませんけれども、原爆の場合にはむしろ精神的な慰謝というような要素もあると思いますので、特別援護法の場合には、日用品費的な考え方といふのを買おうお金が出てこないという問題なんですよ。だからこの国家賠償の立場に立てば、原爆被爆者の医療手当程度のことを考えるか何かしなければいかぬじゃないですか。この点、どうでしよう。

○八木政府委員 長期入院患者の療養手当につきましては、確かに先生御指摘のとおり、現在では月額六千三百円でございます。この手当の性格としましては、やはり入院患者に對します日用品費の面であります。しかし、やはりこの療養手当について、せめて原爆被爆者の医療手当程度のことを考えるか何かしなければいかぬじゃないですか。この点、どうでしよう。

○寺前委員 相談員の人からの訴えの中にあるのと、御指摘のとおり、長期の療養者の裁定の問題なんですが、御指摘のような点もござりまするので、今後とも十分研究させていただきたいと考える次第でございます。

に立つておる法律じゃないか。国家賠償の立場に立つて、いま療養している人間に対し六千三百円というのは療養手当ですね、これは医療のほうは見てもうのだから、結局生活上の日用品費といふことになるわけでしょう。そうすると、日用品費ということになると生活保険の日用品費でも七千百四十円じゃないか。それからたとえば、原爆の医療手当の場合だつたら九千五百円じゃないか。何で同じ日用品費を考へる場合に、国家賠償だと片つ方では言つていながら、実際に国家賠償としての金額にならぬじやないか。この人はめがねを買いたいというのですよ。だんだん年をとつてきたから目に影響するんでしよう。近視、それからもう一つ老眼との関係も出てくるわけでしよう。そうすると、めがねを買おうと思つたらいいじやないかということをこの人は訴えているわね。めがねを買おうお金が出てこないという問題なんですよ。だからこの国家賠償の立場に立てば、原爆被爆者の医療手当程度のことを考えるか何かしなければいかぬじゃないですか。この点、どうでしようか。

○八木政府委員 確かに先生御指摘の面もあると思いますけれども、原爆の場合にはむしろ精神的な慰謝というような要素もあると思いますので、特別援護法の場合には、日用品費的な考え方といふのを買おうお金が出てこないという問題なんですよ。だからこの国家賠償の立場に立てば、原爆被爆者の医療手当程度のことを考えるか何かしなければいかぬじゃないですか。この点、どうでしよう。

○寺前委員 ところが生活保護を今度改善しますわね。七千百四十円を日用品費七千九百二十円にするけれども、冬季加算を入れたら八千四十円になつてしましますよ、月平均にすると。そうすれば、これは治癒まで毎年確定をするという

とやはり低いのですよ、少々には違ひないけれども。低い場合には少々がやはり意味を持つてくれるわけですね。ですからこの人の訴えておられるのは、国家賠償の立場に立つならば、われわれ長期に療養している人間に對してもっとあたたかく扱つていただいていいんじゃないかという意見なんですね。そういう点から見ると、やはりこの額というのは、私は原爆被爆者の医療手当の額せじやないだらうかというふうに思うのですが、これはひとつ再検討をやはりすべきじゃないでしょ

ようなことをしなくともいいように思うのです

が、この点はいかがなものでしようか。

○八木政府委員 症状によりましてどう判断するかという問題でございますが、現実の障害年金等におきましては、完全に固定化している場合につきましては、もう有期というのをやめて無期で裁定している例もございます。おそらく先生の御指摘の場合には、年金等の場合ではなしに、療養の場合は現在療養中であるというようなことから、症状がまだ固定しておらないで、確かに今後の症状の変化等によりまして考えなければいけないというようなことから有期ということで、現実問題といたしましては六ヶ月とか一年とかいうような有期でございましても、非常に短い期間でございますので、私どもいたしましても、症状によりまして、必ずしも一年というような期間でなしに、もう少し長い期間考へるということも十分考え方だと思いますので、この問題につきましては十分検討させていただきたいというふうに思つておる次第でございます。

○寺前委員 これは戦傷病者の、先ほどの新しく拡大した場合でも、もつと親切に打つて出なけれどいかぬという問題があると同じように、これは相談員の人から訴えられたのですが、たとえば私のほうで相談員というと京都市には九区行政区があるのです。ところが北区と上京区で一人というふうに二つの行政区で一人なんですよ。この相談員の数というのが非常に少ないですよ。中京と右京で一人、下京と南区で一人というふうに数がほとんど少ないのですね。これは昭和四十年十月一日から新設された制度のようですが、一体それでどうなんですかとこう聞いてみたら、五百円の手当をいただくんだ、こういうわけです。民生委員はなぜもららんですかと言つたら、千円だと言つたんですね。だからこれは金の話では話にならないわけですね、正直言うと。民生委員さんの場合にも共通して出る話なんだけれども、せめてお世話をする電話代なり手紙代なり、実費を出すとい

うふうな形にでもならぬものなのか。あまりにも金額的にも少ないとことと、もう一つは、人員配置の面でも、相談するのに二つの行政区に一人というようなことでは話にならぬじやないか。

それから昔の郡でいうたら郡に一人だ。郡にはたくさんの中町がありますが、それにたつた一人だ。やはりこれでは相談にならないということで、これは数をふやしてもらう、こういうふうにこの体制を一つは考えてもらえたんだらかという問題と、もう一つは、やはり戦傷病者のための援護のしおりというようなものを国自身がもつと積極的に打つて出なければならないかのじやないか。何にもそういうのはないようですね。京都府では初めて去年つくつてもらうたというわけですよ、この相談員の人たちが言うのに。だからもう三十年来話としていろいろ伝わるけれども、きちっとだれにでもわかるようなそういうわかりやすいもの、相談に乗れるしおり、そういうものを全国的な経験を学んで、国自身がつくついていくたゞというわけにいかぬのだろうかという二つの問題提起を相談員から受けたんですが、いかがなものでしようか。

○八木政府委員 先生御指摘の相談員関係でございましょうが、現在、戦傷病者相談員につきましては九百四十一名、それから戦没者遺族の相談員につきまして千四百十名設置されておる次第でござります。戦没者遺族の相談員につきましては、昨年増員がございました。

それは、この前からおたくのほうにも話が行っているんじやないかと思いますが、昨年の十一月十三日から一ヶ月にわたってフィリピンの戦没者の遺骨収集が行なわれたときのことなんですね。東京の杉並に住んでおられる木原まささんといふ人が、民間の遺骨収集の協力隊としてお行きになりました。木原さんの弟さんの遺骨がフィリピンの米軍のベースキャンプのあるクラークとなったんですね。木原さんの弟さんの遺骨がフィリピンの米軍のベースキャンプのあるクラークとござりますし、私どもいたしましてもきめのこまかい相談ができるようについてことで、相談員の問題につきましては今後とも努力してまいりたいというふうに考へている次第でござります。

それから相談員の手當につきまして、民間の窓口につきましての配慮が十分でなかつた点は申し

すが、過去何年間か五百円ということで、先生お話しございましたが、五百円を七百円に引き上げるというような措置を講じておる次第でございまして、今後とも増額につきましても努力してまいりたいというふうに考へておる次第でござります。

それから第二点のP.R.関係の問題でござりますが、援護法関係につきましては毎年のよろしい改正が行なわれておりますし、処遇の内容、範囲の拡大等につきましても改善措置が講ぜられている次第でござりますし、関係者も、非常に古い昔のことの問題が多いわけでござりますので、現在の事務担当者等もわからないというような問題があるわけでござりますので、私どもいたしましてもできるだけそういうよろしいP.R.資料なりあるいは事務担当者の必要な資料といふものを整備してまいりたいというふうに考へておる次第でございます。

○寺前委員 せつからくの機会ですから、ちょっと話は変わりますけれどもお聞きしたいと思うのであります。

○寺前委員 せつからくの機会ですから、ちょっと話は変わりますけれどもお聞きしたいと思うのであります。

○寺前委員 せつからくの機会ですから、ちょっと話は変わりますけれどもお聞きしたいと思うのであります。

それは、この前からおたくのほうにも話が行っているんじやないかと思いますが、昨年の十一月十三日から一ヶ月にわたってフィリピンの戦没者の遺骨収集が行なわれたときのことなんですね。

東京の杉並に住んでおられる木原まささんといふ人が、民間の遺骨収集の協力隊としてお行きになりました。木原さんの弟さんの遺骨がフィリピンの米軍のベースキャンプのあるクラークとなったんですね。木原さんの弟さんの遺骨がフィリピンの米軍のベースキャンプのあるクラークとござりますし、私どもいたしましてもきめのこまかい相談ができるようについてことで、相談員の問題につきましては今後とも努力してまいりたいというふうに考へている次第でござります。

それから相談員の手當につきまして、民間の窓

二週間でなければならない。現地で政府團に合流して共同で集骨作業を行なう。山中野営の場合で

も食事のめんどうは見られない、こういうような

話事を前に十分打ち合わせをしてお行きになつたおつたわけでございますが、明年度は、わざかではございませんが、五百円を七百円に引き上げるというような措置を講じておる次第でございまして、今後とも増額につきましても努力してまいりたいというふうに考へておる次第でございます。

それから第三点のP.R.関係の問題でござりますが、援護法関係につきましては毎年のよろしい改正が行なわれておりますし、処遇の内容、範囲の拡大等につきましても改善措置が講ぜられている次第でござりますし、関係者も、非常に古い昔のことの問題が多いわけでござりますので、現在の事務担当者等もわからないというような問題があるわけでござりますので、私どもいたしましてもできるだけそういうよろしいP.R.資料なりあるいは事務担当者の必要な資料といふものを整備してまいりたいというふうに考へておる次第でござります。

○寺前委員 せつからくの機会ですから、ちょっと話は変わりますけれどもお聞きしたいと思うのであります。

でも三十年たった今日、五十万八千のうち八万六千しか収容されていない。だから家族の方にするとならば、やはり何からなられた土地の土でも持つて帰りたいという気持ちというのは、ぼくは当然のことだと思うのです。ですから、そういうことを考えたら、民間協力隊の方々ですね、ちゃんと打ち合わせまでして一緒に行かれた方々に対して、どなんばに行つて初めておまえは政府団ではないからだめだということでは、正直言つて、私は納得できないだろうと思うのです。そういう人たちの協力をむしろ積極的に援助してあげなければいけないんじゃないだろうか。この辺の問題について、当局としてどういうふうに考えておられるのか、ちょっとと聞きたいと思うのです。

○八木政府委員 フィリピンの遺骨収集につきましては、過去何回かやってるわけでございますが、昨年十一月から約一ヶ月間実施いたしましたけれども、昨年度から遺骨収集の問題を本格的に大規模にやりたいというようなことから、予算的にも大幅な増額が行なわれましたので、従来、政府職員だけでやつておりましたのが、民間の戦友の方でござりますとか、あるいは御遺族の方の御参加もいただきました。政府派遣団といしまして、先生お話しのございましたように百二十名をこす政府派遣団が遺骨収集に出発したわけでございます。なおフィリピン地区の御遺骨収集につきましては、やはり相手国の事情もございますものですから、相手国との外交交渉によりまして、こういう地域につきましてこういう時期にこのぐらいの人々が行くという外交折衝の結果によつて実施したわけでございます。

そこで私ども政府派遣団といたしまして、百人をこします民間の方々も御参加をいたしまして、昨年の十一月にフィリピンの遺骨収集を実施したわけでございますが、その際に、政府派遣団以外の方で――遺骨収集ではそういうことで外交折衝にのりませんので、参れませんけれども、たまたま政府派遣団が遺骨収集に行く際に慰霊巡拝

という形で現地へ行かれます幾つかの民間団体の方々がございまして、そういう方々が一緒に行きました際に、現実問題としまして現地のほうの事情が許せば慰霊巡拝だけではございませんで、政府派遣団が実施いたします遺骨収集にも一緒に御協力いただく、御参加いただくということは、現地の事情が許せばけつこうではないかといふうに私どもは話しておつたわけでございます。そこでフィリピンの遺骨収集を実施いたしました方がございますが、その他の、先生お話ございました方々につきまして、一緒に御遺骨の収集に御参加いただいたと思ひますけれども、クラーク基地につきましては、そういうことで政府派遣団自身が出发する直前まで許可が来なかつたわけでございます。そこで現地へ参りましていろいろ外交折衝をやつておつた。したがいまして、クラーク基地へ行かれます御遺族の方々につきましては、政府の民間協力団以外で慰霊巡拝で行かれる方々につきましては、そういうようなことで、現地へ行かれます御遺族の方々につきましては、政府の民間協力団以外で慰霊巡拝で行かれる方は、そういうようなことで、現地へ行かれます御遺族の方々につきましては、まだ許可が来ておらないというようなことから、慰霊巡拝で行かれるのは自身も出ておらなかつたわけでございます。したがいまして、現地へ行きましたからも非常に折衝いたしまして、その結果ようやく政府派遣団、これが民間の方も含めてでござりますが、政府派遣団は民衆の方も含めてでござりますが、政府派遣団十四名につきましての許可是得たわけでございました。

○石母田委員長代理 石母田達君 がいまして、現地へ行きましたけれども、現地へ行きました際に許可が出るかどうかわかりません――政府

○寺前委員 自分の家族の人があるというのを目の前に見せつけられておつて、ほかの人だけ一緒に協力しておつてはざされるということになると、正直言つて、それは気分的にも理解しがたいものがあるだらうと私は思いますよ。だから、現地でさらに折衝したと言われるのだったら、現地折衝のときにやはり強く保障するようにならぬといふことはまた話は別ですけれども、協力してやりたいとおっしゃっている場合だったら――ぼくは一定の制限が、よその国のことをあるし、基地の場合には起こると思うのです。だからそういう場合には、一定の指揮のもとに行なわれるのだったらやはり同じように扱つてあげる、政府の責任において処置をするというふうに、この問題については今後やはり十分配慮してもらいたいということをぼくは要望しておきたいたいと思うのです。いかがでしょうか。

○八木政府委員 御指摘のとおり、政府派遣団以外にも慰霊巡拝のような形で現地で参加されるという方は、せっかく現地まで行かれまして御遺骨の収集に参加できないということになりますと、あの段階でできるだけの努力をしたわけでござりますけれども、結果的には入れなかつたというような事情もございましたので、今後とも――私どもとしまして、被爆者のほうは一兩日に、野党四党で、いわゆる国家補償の立場からの援護法を制定するといふ法律も大体煮詰まりまして、いざれ国会に提出してこれの実現方をやるわけですが、あと残るの

ので、結果的に遺骨収集には御参加できなくて、

一部の方が慰霊巡拝を行なわれたというような事

情でございます。事前の打ち合せの際も、そういうようなことがありますといふことにつきましては十分お話を申し上げた次第でございます。

○寺前委員 自分の家族の人があるというのを目の前に見せつけられておつて、ほかの人だけ一緒に協力しておつてはざされるということになると、正直言つて、それは気分的にも理解しがたいものがあるだらうと私は思いますよ。だから、現地でさらには、

現地折衝のときにやはり強く保障するようにならぬといふことはまた話は別ですけれども、

現地でさらには、

題が残るわけでございます。政府はどうしても、

これは特定の身分関係にはなかった、あるいは公務性がないということで、再三拒否しておられる

わけでありますけれども、私は再びこの問題について、とにかくいまこの方たちが要望されておる、一般民間の空襲による戦争犠牲者、障害者、死没者遺族等に対する援護法の立法方を早急に措置されたい、あるいはまた、このためのいわゆる全国的な調査をぜひ進めていただきたい、こういう声が切実な声となつておりますので、この問題についての基本的な見解を私は大臣にお伺いしたいというふうに思います。

○内田国務大臣 石母田さん御承知のように、齋藤厚生大臣がコロンボに出張いたしておりますので、その間の臨時代理を仰せつけられておるわけでありますと、私が断定的なことを申し上げにくく非常にこれは広範な問題でございますが、私もがふだん論議をいたしておりますラインに沿いまして、いま石母田さんからお話をありましたよう、広く一般国民の戦争犠牲者あるいは障害者、戦災者などにつきましては、これは今日非常に社会保障のラインの中において対処するような方向をとるほうが、それはどこまで入れるかという問題もございましょうが、適当とする課題であるといふうにも私は聞かされておりました。しかし石母田さんの声は、それは国民の中にも同じようなお考えを持つ方が多いわけでございますから、御所論のありましたことを、齋藤大臣が帰りましたら十分に私からも伝えまして、いろいろ研究してもらいたいと思います。

しかし幸い、私が聞いておるところによりましても、ことしことぎいましょうか、愛知県で、身体障害者でいまの援護法等の対象になつておらない方々についてのかなり広い調査を計画しているようなことも耳に入つておりますので、そういう調査の過程あるいは調査の結果なども、いろいろのこの問題処理の参考になるものだと考えており

ます。

○石母田委員 この間の国会で田中議員からも質問がありました、井上留吉さんという、愛知航

空の熱田工場で徴用されておつて、至近弾のために吹き飛ばされたところが工場の外であつたとい

うことで、公務性がないということで援護法の適用が受けられなかつた。その後これを聞きま

すと、認定にならなかつた。そういう中で、田中議員とどういう関係があるんだというふうなことまで聞かれたといって非常に憤慨されておるんで

すけれども、そうした行為をあなたたちは、高木政府委員がその当時、徴用であったんだから当然これは対象になるわけだといって調査を約束し

たのだけれども、調査というのは、そういうことまで調査してやるということだったのですか。

○八木政府委員 ただいま御指摘ございました件につきましては、私どもは、具体的に援護法の対象になるかどうかという範囲につきましての調査

でございまして、それ以外の調査をしたことはございません。

それから具体的な調査の内容でございますけれども、具体的に井上さんにお伺いいたしまして当時の状況等を調査いたしました結果、確かに公務性はあるということござりますけれども、たま

月を迎えると見ておるわけでございますが、戦争とその儀性について新しい角度からようやく全体像を把握することができるようになつたとも思いますし、またあらためて基本的な立場を考え直すべきときに来ているとも思うわけでございま

す。その第一は、事変地または戦地、この考え方についてであります。戦争の激しさということが一つの基準になつておるようでございます。日本固有の領土でありますても、千島のようにいやゆる戦地あるいはまだそれに準ずるというようなところになつておるところもありますし、それから、戦争末期でいたへん爆撃が激しく、連日爆撃が行なわれるというような非常にきびしい状態になりました。内地、本土と申しましようか、現在の本土というのはいわゆる戦地とはみなされていないわけであります。その戦争の激しさということだけでこれを分けるといつことがたいへん、

いう認定をされる場合に、そうした政治的なこと思われるような調査をすることはとんでもない話だ

と、その点について質問を保留しておきます。

○石母田委員 この問題について私どもその本人からそういう申し出を聞いておりますので、そ

ういう認定をされる場合に、そうした政治的なこと思われるような調査をすることはとんでもない話だ

と、その点について質問を保留しておきます。

○坂口委員 先ほど、大臣が御到着になります前に、四十分ばかり時間をいたしましていろいろ質問をさせていただきました。その中で御質問し

ましたことをあらためてかいつまんで申し上げますので、大臣にお聞きをいただきまして、その中の二、三についてひとつ御答弁をお願いをしたいと思います。

○坂口委員 先ほど、大臣が御到着になります前に、四十分ばかり時間をいたしましていろいろ質問をさせていただきました。その中で御質問し

ましたことをあらためてかいつまんで申し上げますので、大臣にお聞きをいただきまして、その中の二、三についてひとつ御答弁をお願いをしたい

と思います。

一つは、われわれ日本人は戦後早くも三十年の歳月を迎えようとしているわけでございますが、戦争とその儀性について新しい角度からようやく全体像を把握することができるようになつたとも思いますし、またあらためて基本的な立場を考え直すべきときに来ているとも思うわけでございま

す。その第一は、事変地または戦地、この考え方についてであります。戦争の激しさということが一つの基準になつておるようでございます。日本固有の領土でありますても、千島のようにいや

ゆる戦地あるいはまだそれに準ずるというようなところになつておるところもありますし、それから、戦争末期でいたへん爆撃が激しく、連日爆撃

が行なわれるというような非常にきびしい状態になりました。内地、本土と申しましようか、現在の本土というのはいわゆる戦地とはみなされて

いないわけであります。その戦争の激しさということだけでこれを分けるといつことがたいへん、

考えてみればむずかしいわけであります。またそ

の職種につきましても、これは、旧憲法下での国

家との身分関係が前提となつておるわけでございま

すが、しかし、これとても、非常に境界が不鮮明な点がございます。

そこで、これは今後の問題としてでござりますが、いわゆる内地における傷病者というのもたく

さんおみえになるわけであります。あの空襲によ

りまして、片腕をとられた人、また、両足がなくなった人、あるいはまた大きなやけどで今日までたくさんございます。そういった方に対してもあらためて手を差し伸べることを考えるべきとき

たいへん御苦労なつた人、そういうような方が来ていて、その改正案を審議するにあたってそろ考へるわけであります。そこで大臣の、今後のこの法案の改止も含めまして、どうい

うふうな御見解をお持ちなのか、ひとつお尋ねしておきます。

○内田国務大臣 情緒としては坂口さんのお話、まさにごもっともだと思いますが、これも坂口さんよく御承知のとおり、戦場となつた、たとえば小笠原、冲縄等につきましてはもちろん戦地として入りますが、その他の空襲が激しかった地域を戦場とみなして援護法の対象地域に入れるか、あるいはまた、国と使用関係のなかつた軍人軍属、準軍属以外の方々まで入れるかというようなことは、一般社会保障制度との関連で私は研究を

さるべき問題だと思いますので、だめだとは申しませんけれども、非常にむずかしい問題であると考えます。

○内田国務大臣 齋藤大臣にもよく私からも伝えておきます。

○坂口委員 実は、先ほどからもその議論がなされまして、社会保障の中で考えていくといふようなお話もありました。しかし、社会保障の中で考

えていくことであれば、現在の援護法そのものも社会保険の中でも考えていくとともに成り立つわけであります。しかし、ここにあらためてこの

援護法があるということは、これはその中でも特別なケースである、特殊なことであるというので

この援護法というものが制定されたと思うわけであります。したがつて、この援護法の考え方の中

で考えるならば、やはりあの戦争末期の激しい爆

撃下、特に、原爆を含めまして、爆撃下の中では

常に多くの障害を受けられた皆さんについて

も、立法機関としては、今後の方針としてはやは

りも、時期が非常にくれたという氣もするわけであります。そういう意味で御質問を申し渡されたときには、ひとつ齊藤厚生大臣にもお伝えいただきたいと思います。同時に、何とかしてこの人たちに私は一日も早く手を差し伸べていただきたいと思うわけです。と同時に、何とかしてこの人たちに私は一日も早く手を差し伸べていただきたいと思うわけです。もう一度お話を伺えれば幸いです。

○内田国務大臣 坂口さんの御意見、十分胸に刻みまして、むずかしい問題ではございましょうけれども、また、ひとつ今後対象にさせていただこうに、齊藤大臣にも伝えることにいたします。

○坂口委員 もう一点ございまして、それは、戦傷病者としての申請がたくさん出ていると思うわけでございますが、その中で、認定にならない人がたくさんあるわけです。これはもう大臣も御承知のとおりかと思うのであります。先ほども議論の中で、どういうふうな方が認定されないのか、たくさん申請が出されているけれども、その中で認定されない人はどういう人が多いかという質問をしましたところ、外地等で、物的証拠が非常に不十分な人たちがたくさんいる。あるいはまた、内部疾患で、その因果関係をはつきり求めがたいという人たちがたくさんいるという御答弁がありまして、そのことについて先ほども私としての立場を表明したわけでございますが、特に三十年の月日もたっておりまし、それから特に、外国と申しますか、外地において徒車しておみえになつたような方については、物的証拠云々と申しましても、これはどうてい無理な方がたくさんあるわけであります。また、手をなくしたとか、足をなくしたという、その時点において起つたということが明確なもありますし、あるいはそうではないに、そのときから徐々に始まつた疾患で、しかも不治の病である。たとえばリーマチのような病気で、その勤務についていたときにたいへんからだをこわしたけれども、しかし、帰つてからそれがだんだん悪化をしていつて、現在動けないというような人も中にはあるわけあります。そういうふうな人たちのことを考えますと、

この申請が出来ましたときにその基準をあまりきびしくし過ぎますと、どうしても非認定になるということになりますので、もう少し柔軟な姿勢でお考えをいただきたい。たとえば、戦友とかあるいは上官等の証言だけしかない、それ以外にたどりたるものは、たとえば、レントゲン写真などがあるべきものは、たとえば、カルテですか、あるいはその人たちがおうちに出した手紙とか、か、あるいはその病院のカルテですか、あるいはまた、その人たちがおうちに出した手紙とか、そういうふうな証拠が何もないという方もたくさんあるわけであります。その人たちに対する考え方をあまりにもきびしい、そういうふうな物的証拠ということだけを主張されると、どうしても認められないということになりますので、その辺をもう少し柔軟な姿勢でお考えをいただきたいということを先ほど申し上げたわけであります。

○内田国務大臣 それは、柔軟な姿勢で対処するということはいかがかと思いますが、いまの物的証拠等につきましては、せつかくこういう制度があるわけでありますから、私は、人に相談するまでもなく、物的証拠と同じような心証が得られるような状態にある者は、せつかく制度としてある傷病年金というものの恩恵に浴させる方向で対処することが制度や法律を生かす道だらうと思います。ただし、最初に申しましたように、柔軟で、どこが境かわからぬというのを個人的判断でいうわけにはまらないでしようが、あくまでも親切に、本人の立場に立つて事を処していくといふことは、私は当然いたすべきだと思いますが、これはいろいろのケースによりまして、いま私の申しました精神で対処してもらうように、ここに両方に関係の厚生省の職員の方々が聞いておられることがありますから、そういうふうにはからいたいと思います。

○坂口委員 もちろん、法律でございますから、個人的な立場で、極端に法を曲げて解釈するとかいうようなことではそれは決してございません。ただあまりにも今までの考え方方が、法の中でもかたくなに物的証拠等を主張され過ぎたといふことを申し上げているわけでございます。先ほ

ど答弁いただいた大臣の御答弁は、私はその柔軟

な取り組み方の姿勢であらうと思うわけでござります。私が申し上げたのはそういう意味でござります。したがいまして、今後ケース・バイ・ケース、いろいろあらうかと思いますが、もう少し法というものを、その人たちのために、疑わしきは拾い上げるというぐらいの覚悟でひとつ運用をしていただきたい、こうお願いをしたわけでござります。もう一度大臣の御答弁を得まして、終わりにさせていただきます。

○内田国務大臣 先ほど申し上げたとおりでございます。坂口さんの御熱心な御所論、十分心に铭じてまいります。

○坂口委員 ありがとうございました。

○山下(徳)委員長代理 内閣提出の国民年金法等の一部を改正する法律案及び児童手当法等の一部を改正する法律案を議題とし、順次その提案理由の説明を聴取ります。厚生大臣臨時代理内田常雄君。

国民年金法等の一部を改正する法律案
(国民年金法の一部改正)

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「九万円」を「十三万五千六百円」に、「六万円」を「九万円」に改める。

第六十一条第一項中「一級に該当する」を削る。

第六十二条第一項中「七万八千円」を「十一万七千六百円」に改める。

第六十三条第三項第二号及び第三号並びに第六十四条の三第二項中「一級に該当する」を削る。

第七十七条第一項ただし書、第七十八条第二項及び第七十九条の二第四項中「六万円」を九

万円に改める。

第七十九条の四第一項中「一級に該当する」を削る。

第八十二条第三項中「こえる」を「超える」に、「こえて」を「超えて」に改め、「一級に該当する」を削る。

第八十七条第三項中「九百円」を「千百円」に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)の一部を次のよう改定する。

附則第二十一条第二項中「四万八千円」を「六万六千円」に改める。

(年金福祉事業団法の一部改正)

第三条 年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第三十五条」を「一第三十五条の二」に改める。

第一条中「行なう」を「行う」に改め、「譲する」との下に「並びにこれらの制度が支給する年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと」を加える。

第十七条第四号中「前二号」を「前各号」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 厚生年金保険法、船員保険法又は国民年金法に基づく年金たる給付の受給権者に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと。

第十八条第一項中「金融機関に対し、前条第二号及び第三号」を「他の法人(金融機関を除く。)に対し前条第一号に掲げる業務の一部を、金融機関に対し同条第二号から第四号まで」に改め、同条第三項中「以下第三十三条及び第三十六条において「受託金融機関」という。」を削る。

で」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十三条第一項本文中「受託金融機関に」を「第十八条第一項の規定により業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に」に、「受託金融機関の」を「受託者の」に改め、同項ただし書中「受託金融機関」を「受託者」に改める。

第六章中第三十五条の次に次の一条を加える。

第六章中第三十五条の次に次の一条を加える。

(準用)

第三十五条の二 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十号)第三条から第九条までの規定は、第七条第四号に掲げる業務を行う場合について準用する。

第三十六条中「受託金融機関」を「受託者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。ただし、第一条中國民年金法第八十七条第三項の改正規定は昭和五十年一月一日から、

第三条及び附則第四項の規定は公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)
2 昭和四十九年九月三十日において母子福祉年金又は準母子福祉年金を受ける権利を有しない者について、同年十月一日前にこの法律による改正後の国民年金法の規定が適用されていたとするならば、その者が同日まで引き続き母子福

祉年金又は準母子福祉年金を受ける権利を有することとなるときは、その者に同月から同法第六十一条の母子福祉年金又は同法第六十四条の三の準母子福祉年金を支給する。

3 昭和四十九年九月三十日において母子福祉年金又は準母子福祉年金を受ける権利を有する者について、同年十月一日前にこの法律による改正後の国民年金法の規定が適用されていたとするならば、その母子福祉年金又は準母子福祉年

金の額の加算の対象となる者が同日まで引き続

きることとなるときは、同月からその加算の対象となる者の数に応じて、その母子福祉年金又は準母子福祉年金の額を改定する。

(国民金融公庫法の一部改正)

4 国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の二項を加える。

4 公庫は、年金福祉事業團法(昭和三十六年法律第百八十号)第十八条第一項の規定によ

り年金福祉事業團の業務の委託を受けたとき

は、他の金融機関にその委託を受けた業務の一部を代理させることができる。第二項及び

前項の規定は、この場合について準用する。

理 由

福祉年金の受給者の福祉の向上を図るためにその年金額を大幅に引き上げるとともに、年金福祉事業團に厚生年金保険等の年金受給権を担保として小口の資金の貸付けを行わせる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

別表第一

一 両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの

二 両耳の聴力損失が八〇デシベル以上のもの

三 平衡機能に著しい障害を有するもの

四 咀嚼の機能を欠くもの

五 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの

六 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの

七 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの

八 一上肢の機能に著しい障害を有するもの

九 一上肢のすべての指を欠くもの

十 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

十一 両下肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの

十二 両下肢の機能に著しい障害を有するもの

十三 一下肢を足関節以上で欠くもの

十四 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの

十五 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする

病状が前各号と同程度以上と認められる

状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加え

ることを必要とする程度のもの

十六 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

十七 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度

のもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力をよつて測定する。

第三条 特別児童扶養手当法(昭和三十九年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一

題名を次のように改める。

(特別児童扶養手当法の一部改正)
第一条 中「児童」を「者」に、「特別児童扶養手当」を「特別児童扶養手当等」に改める。

第二条 の見出し中「特別児童扶養手当」を「特別児童扶養手当等」に改める。

第三条 第二項中「当該児童」を「障害児又は特

別障害者以下「障害者」という。)に改め、同項

第一条中「児童」を「者」に、「特別児童扶養手当」を「特別児童扶養手当等」に改める。

第四条 第二項中「当該児童」を「障害児又は特

別障害者以下「障害者」という。)に改め、同項

第一条から第八号までに掲げる身体の機能の障害又は同表第九号に規定する状態の身体の機能の障害又は同表第九号に規定する状態の身体の機能の障害若しくは病状とこれらと同程度以上と認められる精神薄弱とが重複しているため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいう。

第二条の章名中「特別児童扶養手当」を「特別

児童扶養手当等」に改める。

第四条第一項中「児童」を「障害者」に、「特別

児童扶養手当(以下「手当」という。)を「障害児

については特別児童扶養手当を、特別障害者については特別福祉手当」に改め、同項第二項中

「児童」を「障害者」に改め、同項第三項中「手当」を「特別児童扶養手当又は特別福祉手当(以下「手当」という。)に、「児童」を「障害者」に改め、

同項第三号中「政令で定める法律に基づく年金

たる給付で障害を支給事由とするもの」を「障害

を支給事由とする年金たる給付で政令で定めるもの」に改める。

第五条中「その額は、一月につき、六千五百円に、前条に定める支給要件に該当する父若しくは母又は養育者が監護し又は養育する同条第三項各号に該当しない児童の数を乗じて得た額」を「その月額は、特別児童扶養手当にあつては障害児一人につき一万一千三百円とし、特別扶養手当にあつては特別障害者一人につき三千円」に改める。

第十三条第三号及び第十五条中「児童」を「障害者」に改める。

第二十二条中「児童」を「障害者」に、「行なう」を「行なう」に改める。

第二十四条第二項中「行なわれる児童」を「行なわれる障害者」に改める。

第二十五条中「児童」を「障害者」に改める。

第二十七条中「特別児童扶養手当法」を「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に改める。

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。
(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 昭和四十九年九月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

2 この法律による児童扶養手当法の改正により新たに同法第三条第一項に規定する児童とされた者を昭和四十九年十月一日において現に監護し又は養育している者が、同月中にした同法第六条第一項又は第八条第一項の認定の請求についての認定を受けたときは、その者に対する児童扶養手当の支給又はその額の改定は、同法第七条第一項又は第八条第一項の規定にかかわらず、同月から行う。
(特別児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

置)

第四条 昭和四十九年九月以前の月分の特別児童扶養手当の額については、なお従前の例によること。扶養手当の支給要件に該当している者が、同月中に特別児童扶養手当等の支給に関する法律第六条第一項の認定の請求をしたときは、その者に対する特別扶養手当の支給は、同法第十六条において準用する児童扶養手当法第七条第一項の規定にかかわらず、同月から始める。

(地方財政法の一部改正)

第五条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。
第十条の四第七号中「及び特別児童扶養手当」を「、特別児童扶養手当及び特別扶養手当」に改める。

第十一条の二中「但し」を「ただし」に、「第十一条の二」を「第十一条第八号の三」に改める。
(厚生省設置法の一部改正)
第六条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第五号の三中「特別児童扶養手当法」を「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に改める。

第一条 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。
(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 昭和四十九年九月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

2 この法律による児童扶養手当法の改正により厚生年金保険等の年金の受給権を担保とする金融の道が開かれたことに伴い、その具体化のための所要の改正を行なうこととしたいたしておられます。以下、改正法案の内容について、概略を御説明申し上げます。

第一に、福祉年金の額につきましては、五〇万引き上げ、老齢福祉年金の額は月額五千円から七千五百円に、障害福祉年金の額は一級障害について月額七千五百円から一万一千三百円に、二級障害について月額五千円から七千五百円に、母子福祉年金及び准母子福祉年金の額は月額六千五百円から九千八百円に、それぞれ引き上げる事ごとにいたしております。

第二、昨年の改正により新たに設けられました老齢特別給付金につきましても、月額四千円から五千五百円に引き上げることとしたいたしておりま

提案理由を御説明申し上げます。

まず、国民年金法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

国民年金制度については、老後保障のささえとなる年金制度に寄せる国民各層の期待にこだえて、昨年、厚生年金保険制度とともに年金給付水準の大引き上げと年金額のスライド制の導入を実現する特別扶養手当の支給は、同法第十六条において準用する児童扶養手当法第七条第一項の規定にかかわらず、同月から始める。

(地方財政法の一部改正)

第五条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十条の四第七号中「及び特別児童扶養手当」を「、特別児童扶養手当及び特別扶養手当」に改める。

第十一の二中「但し」を「ただし」に、「第十一条の二」を「第十一条第八号の三」に改める。

第十三条第五号の三中「特別児童扶養手当法」を「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に改める。

第一条 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 昭和四十九年九月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

2 この法律による児童扶養手当法の改正により新たに同法第三条第一項に規定する児童とされた者を昭和四十九年十月一日において現に監護し又は養育している者が、同月中にした同法第六条第一項又は第八条第一項の認定の請求についての認定を受けたときは、その者に対する児童扶養手当の支給又はその額の改定は、同法第七条第一項又は第八条第一項の規定にかかわらず、同月から行う。

(特別児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

げることといたしております。

第四に、拠出制国民年金の保険料につきましてその額を現行の月額九百円から二百円引き上げ、千百円とすることといたしております。

第五に、年金受給権を担保とする金融につきましては、年金福祉事業団にこれを行なわせることといたしております。

なお、年金額の引き上げ、母子・準母子福祉年金の支給権を担保は本年十月から、保険料の額の改定は昭和五十年一月から、年金受給権を担保とする金融は政令で定める日から、それぞれ実施することといたしております。

以上がこの法律案を提出する理由であります

が、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決おらんことをお願い申し上げます。

児童手当制度については、昭和四十七年一月の発足以来その円滑かつ確実な実施をかり、制度の確立につとめてきたところであり、児童扶養手当及び特別児童扶養手当制度については、母子家庭及び心身障害児に対する手当制度として、逐年その改善につとめてきたところであります。が、福祉の充実が課題となつて今日、児童に対する施設の向上をはかる必要性は一段と高まつております。

児童手当制度については、昭和四十七年一月の発足以来その円滑かつ確実な実施をかり、制度の確立につとめてきたところであり、児童扶養手当及び特別児童扶養手当制度については、母子家庭及び心身障害児に対する手当制度として、逐年その改善につとめてきたところであります。が、福祉の充実が課題となつて今日、児童に対する施設の向上をはかる必要性は一段と高まつております。

今回の改正法案は、このような趣旨にからんが

み、手当額を引き上げ、児童扶養手当の支給要件を緩和するとともに、新たに特別福祉手当を支給することにより、これらの制度の充実をはかるうとするものであります。

以下、改正案のおもな内容について御説明申し上げます。

第一に、児童手当の月額を三千円から四千円に、児童扶養手当の月額を六千五百円から九千八百円に、特別児童扶養手当の月額を六千五百円から引き上げることといたします。

第二に、国民年金法別表二級に相当する程度の

障害を有する児童を、新たに児童扶養手当の支給対象児童とすることといたしております。

第三に、重度の精神薄弱及び重度の身体障害が重複している者を監護する父母等に対しても、新たに特別福祉手当として月額三千円を支給することといたしております。

以上がこの法律案を提出する理由であります。が、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○山下(徳)委員長代理 次に、金子みつ君外九名提出の保育所等整備緊急措置法案を議題とし、その趣旨の説明を聴取いたします。金子みつ君。

保育所等整備緊急措置法案

(目的) 第一条 この法律は、保育所等の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、児童福祉の増進

(定義) 第二条 この法律において「保育所等」とは、児童

福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に規定する保育所及び児童厚生施設並びにこれらの施設の職員の養成施設をいう。

(保育所等整備三箇年計画) 第三条 厚生大臣は、中央児童福祉審議会の意見を聽いて、昭和四十九年度以降の三箇年間ににおける保育所等の整備に関する計画(以下「保育所等整備三箇年計画」という)を決定しなければならない。

2 保育所等整備三箇年計画には、三箇年間における保育所等の整備の目標及び事業の量を定めなければならない。

(国の負担割合の特例)

第四条 保育所等整備三箇年計画に基づく地方公共団体の設置に係る保育所等の設備に要する費

用に対する国の負担割合は、他の法令の規定にかかるわらず、三分の二とする。ただし、他の法令の規定により三分の一を超える国の負担割合

が定められている場合は、この限りでない。

(地方債についての配慮) 第五条 国は、地方公共団体が保育所等を整備するための土地の取得等に要する費用に充てるた

めに起きた地方債については、法令の範囲内において、資金事情の許す限り、適切な配慮をするものとする。

附 則

この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

理由 最後ににおける保育所等の設置の状況にかんがみ、保育所等整備三箇年計画を策定し、その実施を促進するための措置を講ずることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行による経費としては、約三千一百四十億円の見込みである。

○金子(み)議員 私は、ただいま提案になりました保育所等整備緊急措置法案につきまして、日本社会党を代表し、その提案理由及びおもな内容を御説明させていただきます。

日本社会党は、憲法を暮らしの中に生かしていく政策に取り組んでおりますが、特に、年金の拡充、医療の社会化、そして福祉の充実にその重点を置いております。これらの政策の一環として、このたび、立ちおくれております保育所の整備を緊急に実現しようとするものであります。

まず、保育所において保育を必要とするすべての子どもに対して、保育が保障されなくてはならないという原則から、現保育所の整備充実を緊急

に行なう必要があります。ことに物価高騰による家計の窮屈から、あるいは婦人の経済的自立を求める積極的職場進出等から働く婦人や母親が増加しておりますし、さらにまた子どもを取り巻く生活環境の悪化等から、保育所の需要は急速に増大しております。子どもの権利と婦人の働く権利を守り、その福祉を増進するためにも、保育所整備は緊急に行なわれなければなりません。

保育所整備については、すでに政府も四十六年度実施の社会福祉施設整備緊急五ヵ年計画の中で、保育所増設を行なっておりまして、他の福祉施設整備に比べ、その増加率が高いのは事実でございまが、それでもなお依然として保育所要求は著しく強いのが現状です。ですから、当面目標の二百万人に対する不足の六十三万人分を、三ヵ年間に早急に実現させる必要がありますし、この保育所要求に対しても、自治体が積極的に保育所を増設し、子供が適切な保育を受けられるように、国は十分な国庫補助を行なう義務があるのであります。

児童福祉法第五十二条は、国が保育所建設費の二分の一を負担するよう定めておりますが、実は定額打ち切り補助で、二分の一にはほど遠くなつております。そのため昨年八月、大阪府摂津市は国を相手どり訴訟を起こしたという事実によつても明らかでありますように、自治体が住民の要望に沿つて保育行政に力を入れれば入れるほど、超過負担はふえるのであります。国が法に定められた責任を果たさず、福祉行政費用の大半を、財政的基盤の弱い地方自治体にまかせきりであります。

そのため、超過負担が保育所建設の大好きな障害となつてゐるのが現状であります。物価騰騰の昨今、特に建築資材の値上がりが著しい中では、補助率並びに補助単価の大幅引き上げを行なわなければ、保育所の増設は不可能であります。

さらにまた国は昨年、施行令の一部を一方的に改正し、国庫補助の対象となる児童福祉施設を限らず、基準をきびしくするなど、福祉行政にそむく措置を行なっております。こうした現状を打破

するためには、国庫負担のあり方を変え、自治体負担を軽減するとともに、民間保育所には固定資産税を軽減する等、緊急に保育所整備を行なおうといたします。

その他、子供の受け持ち人数が多く、労働過重による腰痛症や頸肩腕症候群などの職業病の問題

を解消するための保母の定数増加をはかり、勤務条件を改善いたしますとともに、保健婦または看護婦、栄養士、事務職員、用務員の配置等、諸般の措置を行なおうとするものであります。

さらに、要求の多い保育時間の延長や産休明け保育につきましては婦人の母性保護の見地から産後休暇を延長いたしますとともに、産休明け保育が実施できますよう条件整備、また父母負担の軽減、保育所の公私格差の是正をはかる等々のため

に、必要な措置をあわせて行なわなくてはならないのであります。

次に、本案の内容について御説明いたします。以上の諸理由によりまして、私たちはここに本案を提案し、今後の政府施策の基本とすることにより、の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、要求するものであります。

ついで第二条で、本案における「保育所等」とは、児童福祉法に規定する保育所及び児童厚生施設並びにこれらの施設の職員の養成施設をいうといたしまして、「保育所等」の定義づけを行なつております。

第三条においては、保育所等整備三ヵ年計画について、厚生大臣は、中央児童福祉審議会の意見を聞いて、昭和四十九年度以降の三ヵ年間における保育所等の整備に関する計画を決定しなければ

ならないとし、三ヵ年間における保育所等の整備の目標及び事業の量を定めなければならないとし

ておられます。そして、第四条、「国の負担割合の特例」において、保育所等整備三ヵ年計画に基づく地方公共団体の設置に係る保育所等の設備に要する費

団体の設置にかかる保育所等の設備を要する費用に対する国の負担割合は、他の法令の規定にかかるわらず、三分の二とする、として三ヵ年計画に要する国の費用の負担割合について、特例を認めております。

第五条は地方債についてでありますて、国は、地方公共団体が保育所等を整備するための土地の取得等に要する費用に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情の許す限り、適切な配慮をするものとしております。

なお、この法律は、昭和四十九年四月一日から施行することとしております。

以上をもちまして、日本社会党提案になる保育所等整備緊急措置法案の提案理由の説明を終わります。何とぞ慎重に御審議の上、一日も早く成立を期せられんことをお願いする次第でござります。(拍手)

○山下(徳)委員長代理 速記を始めて。

○山下(徳)委員長代理 この際、暫時休憩いたします。

午後零時四十九分休憩

○野原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続けます。羽生田進君。

○羽生田委員 今回、援護法の改正によりまして、旧防空法の規定による防空業務に従事した者、医療従事者、警防団員等が准軍属として新しく戦傷病者戦没者遺族等援護法また戦傷病者特別援護法の対象にされることになりましたが、これらの方々に対しましては特別支出金が、昭和四十四年、四十五年に支給されております。私の調べましたところで、医療従事者は対象者、障害四、死者百四十七、それから警防団員は障害者四百六

十八、死亡三千百四十四、こういうふうになつておるのですが、今回の改正によりまして、対象者はどのくらいになりましたか。また、その予算措置について、どのようになつておりますか。特別支

出金を受けた者以外に、対象者となる者はどのくらいおるか、これらについてお伺いいたします。

○八木政府委員 今回御審議をお願いしております戦傷病者戦没者遺族等援護法等の関係によります防空法関係の該当者といたしましては、医療従事者といたしまして障害年金について五、遺族給与金について八十五名を予定いたしております。

それから防空法第六条第二項該当でございます防空団員等につきましては、障害年金の対象者四百五十五名、遺族給与金の対象者十三百九十五名を予定いたしております次第でござります。

それから予算でございますが、四十九年度の予算額といしまして二千二百四十五万六千円、それから国債費の総額といしまして七千五百六十万円を予定いたしております。

○羽生田委員 それから次に横井さんがグアム島から、また先日は小野田少尉が三十年ぶりに帰国した。戦後三十年を経過いたしました今日においても、まだ戦後処理が終わってないと言えると思うのですが、約三千数百人も未帰還者がおる、こ

ういうふうにいわれておりますが、これらについては今後どうされるつもりか、お伺いしたいと思ひます。

○八木政府委員 未帰還者の現状でございますが、先生からだいま御指摘受けましたように、昨年の十二月現在でございますが、海外の未帰還者三千五百四名を数えておるわけでござります。その内訳はソ連地域が三百四十七名、中国地域が二千八百八十七名、北鮮地域が百十四名、南方諸地域が百五十六名というような状況になつておる次第でございまして、私ども各地から帰還してまいりました引き揚げの方でござりますとか、あるいは家族に対しますいろいろな現地からの通信等がございますので、そういう面からできるだけ

りますとともに、さらに外交交渉を通じまして、関係国に対しまして未帰還者の調査の把握という面につきまして格段の努力を進めてまいりたいと

いうふうに考えておる次第でござります。

なお、南方諸地域等にございます旧日本兵等の情報がござります際には、できるだけ一つ一つにつきまして調査をいたしまして、的確な情報を把握してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○羽生田委員 援護関係については以上で終わりたいと思うのです。

○野原委員長 次に、医療に関する件について調査を進めます。

羽生田君。

○羽生田委員 去る二十五日でしたか、岐阜県の高山市におきまして未熟児が失明したという事件の判決がございました。これに對しまして、私は医者という自分の立場、特に私は眼科が専門でござりますので、眼科医という立場から厚生省当局あるいは法務省等に対しまして私の見解を申し上げましてそれに対してもお答えいただき、あるいはまだいろいろ教えていただきたい、こんなふうに思つております。

このいわゆる未熟児網膜症、こういう病気は近年になりまして一応認められてきたような病気でございまして、特に未熟児の生存率が高まつてしまつた今日、このような網膜症といふようなものが半面出てきた、こういうわけでござります。特にわが国におきましてもここ二、三年來の問題になつております。しかし、この未熟児に対します保育器を使っての生存率が高まつておるというよ

うなことはもうすでに何年かたつておりますけれども、今までいろいろな点を考えましても、未熟児の生存を助けた半面、視力障害者が出て、こういうようなことでござりますので、逆にいえば、いわゆる未熟児網膜症、こういうものが出ておるといふところは未熟児に対する保育管理が悪いといつても過言ではないような状況でございまして、せつかく生命を助けても視力障害が残つたというところで、医師の未熟児管理に手落ちがあるというようなことをいわれて、これで訴えられるというようなことはあるのは非常に残念なんですが、それらに対しまして厚生省は一体どんなふうなお考えを持っておるか、承りたい。

○滝沢政府委員 先生御説明のように、確かに新設ができるようになり、なおその中から新たな未熟児の健康管理にまつわる問題として、アメリカなどから網膜症の問題が出てまいります。

○羽生田委員 固治療について学会等の関係者の理解の状況等から勘案いたしますと、きわめて微妙な状況についての判断がなされたという感じは率直にござります。

○野原委員長 今回の裁判のことは、現在われわれもまだ必ずしも詳細な資料を手にいたしておりませんけれども、いずれの理由にいたしましても、当時の光凝固治療について学会等の関係者の理解の状況等から勘案いたしますと、きわめて微妙な状況についての判断がなされたという感じは率直にござります。

それから、医療機関や医師が患者の治療にあたって最善の努力を尽くすべきということは、これでは私は当然のことだと思ひます。

今回の高山日赤につきましても、最善の努力はさしつけたものです。

それともと聞いておりますが、法律的にそれが過失のあった、ない、こういう問題は裁判所の判断する問題でござりますので、いま申し上げましたよ

うに、この問題についての直接的な批判は避けたまつた、ない、こういう問題は裁判所の判断する問題でござりますので、いま申し上げましたように、この問題についての直接的な批判は避けたまつた、ない、こういう問題は裁判所の判断する問題でござりますので、いま申し上げましたよ

うに、この問題についての直接的な批判は避けたまつた、ない、こういう問題は裁判所の判断する問題でござりますので、いま申し上げましたよ

うに、この問題についての直接的な批判は避けたまつた、ない、こういう問題は裁判所の判断する問題でござりますので、いま申し上げましたよ

任を果たさなければならぬということは、これは言えることであるうと思うでござります。

ところが、実際にはそのような努力を各医療機関が尽くしても、なおかつあるいは死亡するとか障害が残るという場合が医療の実態としてあるわけでございまして、過誤というることはもちろん許されることではございませんが、実際に生じた障害の結果を一つ一つとられて、これを一般的に医療機関の責任であるというようなことをするということになりますと、これは非常に問題がある点でございます。したがいまして、未熟児の医療につきましても、高山日赤の持つておる医療機関としての能力をもとにした一つの判断があつたものと私は思うのでございまして、一般的には各医療機関、各地域によってその能力には差があるわけでございますが、その能力の中で最大限の努力を実態からいって、責任を果たしましておなおかつ若干の問題を残したときに、これらの問題が今後どう取り扱われるかということに対しての影響といふものは若干あるといふうに私は考えておるわけでござります。

○羽生田委員 今回の訴状によりますと、要約いたしましたと、二つの点でこれは医師の怠慢である、あるいは過失である、こういうふうな結論がつけられておるのです。

その第一が、子供は伸二といふんですけれども、漫然と酸素の使用をしておつて、伸二に対する眼底管理を生後四十三日間も怠つて、本症の予防と早期発見をなし得ずと、こういうことが早期治療につとめなかつた怠慢であるというようなことなんです。ところが、この未熟児は産まれたときは体重が千百二十グラムしかないわけです。眼科の専門の方々、いま現在教授としてやつておられる方々ですね。特に私國立小児病院の眼科部長をしておつた植村といふ、現にいま慶應の教授ですけれども、いろいろ伺つたのですけれども、体

重千二百グラム以下の未熟児に対して眼底を見るなどということはとうていできることじゃない。

未熟児という非常に特殊な条件に対する眼底検査というむずかしい技術、こういうことを考えますと、先生の御意見については、一般的には現状のわが国の医療全体の能力からいってもそう多くを期待する、また日常的に期待することはかなり無理な問題であるということは私は否定いたしませんけれども、今回の場合は眼底検査が行なわれたと

いうことを前提にした議論のように思つておりますので、今度はその内容の的確性とかということになりますと、今回私の言及する問題ではございません。いずれにいたしましても、先生の御意見はわが国の現在の医療の実態であることは事実であろうというふうに私は思うわけでございます。

○滝沢政府委員 酸素の問題について漫然ととい

ることだつてたいへんなのに、眼底を見るなんと硝子体、これらの疾患も必ず伴つておる。眼底なんか全然見えない。またがきれいに見えておつても、眼裂も小さいし、とにかく何といつても未熟児なんですから、その目を見る——角膜を見る

ことだつてたいへんなのに、眼底を見るなどを見られる眼科医はどのくらいおるかと伺つたのですが、この朝日新聞によつても七、八名ぐらいだろうといつていますけれども、植村教授も十名ちょっととぐらいじやないだらうか、こういうよう

いうようなことで、それは一種の怠慢である、こうきめつけられでは、今後そういう未熟児の眼底等を依頼されても、なかなかどうも見る医者がいるのを、一般の眼科医にそれを怠つておつたところを、第一の理由になつておるのです。そこ

の点でどうお考えでしょうか、ちょっと承りたいのですが。

○滝沢政府委員 この眼底検査が未熟児、特に千グラム以下というような未熟児の場合、非常に困難であるということは、先生も専門家でおられますし、私も決してそれを否定するものではございません。確かにまたそれを適確にできる医師がきわめて少ない、数の上では私は確信を持った数字はやはり金体の状況がよくないからやつておるの

で、それを漫然とやつておつた。それからその間、これは眼底を見るといったって保育器の中じゃ見られないのです。外へ出さなきゃ見られない。外へ出せばすぐチアノーゼを起す、呼吸困難を起こすといふことになれば、これはとうていできることがないのです。しかもおとな

の眼底を見るように二、三分で済むとかといふものじゃないのです。場合によれば何回でもやらなくて、光凝固という方法でなおつた例があるといふあります。しかし、今回の裁判の問題な

りあるいは判決なり——判決理由の内容に私は今まで少ないと、その上では私は確信を持った数字はあります。確かにまたそれを適確にできる医師がきわめて少ない、数の上では私は確信を持った数字はやはり金体の状況がよくないからやつておるの

で、それを漫然とやつておつた。それからその間、これは眼底を見るといったって保育器の中じゃ見られないのです。外へ出さなきゃ見られない。外へ出せばすぐチアノーゼを起す、呼吸困難を起こすといふことになれば、これはとうていできることがないのです。しかもおとな

の眼底を見るように二、三分で済むとかといふものじゃないのです。場合によれば何回でもやらなくて、光凝固という方法でなおつた例があるといふあります。しかし、今回の裁判の問題な

りあるいは判決なり——判決理由の内容に私は今まで少ないと、その上では私は確信を持った数字はやはり金体の状況がよくないからやつておるの

で、それを漫然とやつておつた。それからその間、これは眼底を見るといったって保育器の中じゃ見られないのです。外へ出さなきゃ見られない。外へ出せばすぐチアノーゼを起す、呼吸困難を起こすといふことになれば、これはとうい

医者とすれば命を助けるということが優先するわけですからこれを四十三日間も見られなかつた、こういうふうに私たちは判断するわけなのです。これが急慢である、こう言われたら、今後とても未熟児の眼底などを見る眼科医はいなくなるだろうと思って、私はそこが心配なのです。そこ

のところを医務局長としてはどうお考えですか。もう一べんお聞きするわけですけれども……。

すけれども、この医者の過失であるというのは、すでに当時成績が発表されていた光凝固法という方法があることを患者に知らせてなかつた、その手術を受けしめるような処置を怠つておつた、これがやはり過失だ。先ほどの眼底をよく見なかつたということと、それから、そういう方法があるのを教えてやらなかつたという二つの点、こういうことで過失責任を問われたわけなのです。

が、いま私も申し上げましたように、確かに患者がこういう方法でなおつたという報告が出たのは四十二年なのですね。その後追試等がされておりまして、四十五年になりましてこれが一番いい方法だらう、こういうようなことを同じ天理病院の医師が発表しているということと、必ずしもこれが最大のものだというふうにまだきまつたわけではないのを、いかにもこれでなければなおす方法はないんだというようなことだし、しかも訴状の中にそういうふうなことは書いてあるのです。

「もし伸二が右手術を受けるよりも約三週間早い日令六五日頃に、すなわちオーネンス期の終りから一期のはじまるまでの時点で同じ光凝固法の手術を受けていたならば、手術は完全に成功し両眼とも失明を免がれたものであつた。」こういふ訴状を書いてあるのですね。これは仮定の問題を、「両眼とも失明を免がれたものであつた。」

と、かもしれないというならわかるのですけれども、こういうふうな、あつたという断定をして、これをやらなかつた医者が過失だ、こういうよ

うなふうなことを書いてあるのです。

（○滝沢政府委員 先ほどの眼底検査といふものができた医者がろくにいない、こういうことを言つたのですが、特にその未熟児に、場所を影響もあるうと思ひますが、私は先生の御見解に、ひとつ別の角度から——光凝固装置といふも

のは、全国にまだわが国は九十台程度が医療機関に備えてある程度、備えてある医療機関も大学その他他の特定な機関でございまして、県によつてはこの機械がない県が、最近の情報でござりますが、二県程度ある。四十七年十一月の実態調査の結果では、八つの県が当時持つてなかつたといふことですが、その後おそらく備えてあるようになつてゐると思うのでございます。したがつて、これをプロック的に見ましてもかなり、各県ごとにいうよりも、確實にこの問題に対処できる医療機関というのは、プロック的にもかなり限られてゐるというような背景は、われわれの資料からも、また現状のわが国のこの問題に対処する状態からは言えると思うのでございます。そういうような光凝固装置が、医学的に断定しておるという点について先生は御批判でござりますが、確かに医療というものの中には、これが絶対的な方法であるということで断定することは、一般論として非常にむずかしいことでござりますし、また文献等によりましても、光凝固装置による治療だけが唯一の、また絶対効果が期待できる治療法であるとは理解いたしておりませんし、これが適用のしかた、適用の時期、そのような点についても、医学的にも非常にむずかしい問題があるといふことは理解いたしておりますので、先生は具体的にとも理解いたしておられますので、先生は具体的な高山日赤の事例についての御質問でござりますが、これに対して具体的に私のほうから申し上げることは裁判に対する批判にもなりますので、この機会には避けたいと思いますが、一般的には私は、研究その他の文献から見ても、光凝固装置を適用することが絶対的なものであるかどうか、この問題については学問的にいろいろ議論があるということだけは承知いたしておるわけでござい

ます。

（○羽生田委員 先ほども、未熟児の眼底検査といふものができる医者がろくにいない、こういうことを言つたのですが、特にその未熟児に、場所を影響もあるうと思ひますが、私は先生の御見解に、ひとつ別の角度から——光凝固装置といふも

現段階においては非常に私は過酷だと思うのであります。

（○滝沢政府委員 その意味で、大体結論的になるとになりますが、やはり命を犠牲にすることには医師といふものは当然王眼を置くべきなんで、この命は助かるかもしないが盲人になつてしまふ、今後不幸な生活をしなくちゃならない、こういうことが推測されるよなうな場合には一体どちらを、どちらをといいますか、やはり命を犠牲にするというわけにはいかぬだろうと思うのですが、そういうような場合に、医師の指導が悪かつた、あるいは処置が悪かつたといわれたときには、医者は一体どうしたらいでしよう。命を助けてもあるいはこの子はめぐらになるかもしれない、あるいは精薄になるかもしないわうにすべきだらうか、そちらのところ、どうでしようか。

（○滝沢政府委員 たいへん医療の基本に触れるむずかしい問題ではございますが、私、先生のお気持ちはあるように、まず生命を救うということが未熟児の医療の実態としてはますあるわけでございまして、それがこの酸素の濃度等の問題を契機といたしまして、アメリカで一万人近い失明者が未だということで、濃度を四〇%以下に基準的に未熟児を助けようというような、未熟児の生存率を高めるような現状に、むしろこういうような、たとえば産婦人科の医者が、どうも助かつてもめくらになつたんじゃ困るなというような心配があります。また、未熟児の眼底をよく見そこなつたために、医者が過失だといって訴えられるんじゃどうも見たくない、こういう風潮も、もうすでに起きているんですね。そこで、これは非常にゆゆしき問題なんですけれども、医師法の十九条ですか、問題なんですね。正當な事由がなければ拒んではならないという。未熟児の眼底はよく見えない、私はできませんといふいうようなことは、正當な事由にこれはなりませんか。どうでしようか。

（○滝沢政府委員 この問題は、私まだ、具体的な動きがあるといふことがありますね、正當な事由がなければ拒んではならないという。未熟児の眼底はよく見えない、私はできませんといふいうようなことは、正當な事由にこれはなりませんか。どうでしようか。

一つの団体が、いろいろお氣持ちはわかりますが、れども、一つの原則的、一般的に何か検査なり医療を拒否するということになりますと、これはやはり私はたいへん遺憾な問題でございまして、先生の後段で御指摘の、個々の医師が具体的に自分の能力に十分自信がない、あるいは、能力としては責任を持てないという問題で、相談なり医療を求められたときに、これを他の医師に紹介するというふうにして、最善の努力を尽くすことになりますが、これは正当な処置であつて、問題にはならないと思うのでござりますけれども、一般的な意味で集団でそういうようなことを考えるとか、あるいは個々の医師の場合、そのような理由なり立場を明らかにせずに、一般的な意味で診療を拒否し、それが正当な理由がないものとなれば、それは十九条に私は触れてくることもあり得るというふうに思うわけでございまして、先生の心配されてもる面の、医療が萎縮する、積極性を欠くようになるという問題は、このような問題のみならず、一般的な医療事故を契機にして、医師の医療といふものに対する積極性といふものが外国における面で、非常に現在問題になつておることは事実でございますけれども、この問題について、たゞいま御質問の十九条問題に触れては、それぞれやはり適切な御指導なり患者の紹介なりしていただくことに努力していくたゞことで、御協力をしていただかなければならぬというふうに思つております。

は、それによってさらに他の医療機関等の可能なところに紹介していくくという努力は医師としてあることが望ましいと私は思うのでございます。したがつて、これはその正当性というものが、度合によっては単なる拒否であるということでは好ましいことではございませんけれども、したがつて、十九条をすぐ適用されるということにはならないとは思いますが、その医師としての条件なりいろいろなものを具備した上での正当な立場にて、拒否といえない、要するに診療上の個人の立場を明確にするということは、私は十九条違反にならないというふうに思います。

○野原委員長 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続けます。

大原亨君。
○大原委員 けきほどからいろいろと各委員から質問があつたわけですが、それらを頭に置きながら質問をいたしたいと思います。

前半は総括的に尋ねするのですが、第一は、いままであります、この戦傷病者戦没者遺族等援護法の立法の趣旨なんですが、これはけきほども答弁があつたように、軍属と準軍属の範囲は、国との雇用関係があるということが一つと、あるいは公権力、行政力がそういう被害者との間に介在をしておる、こういう二つの理由があげられたわけですね。

そこで第一に、外務省その他法制局等からも来ておられますから、それに焦点を合わせてやるのですが、お尋ねをしたい当初の問題は、軍人や軍属や準軍属の第二次大戦における死没者の数は何人か、それから一般戦災者の死没者の数は何人か、この点についてお答えいただきたいと思います。

○八木政府委員 今回の太平洋戦争によります死没者のうち、軍人、軍属、それから準軍属につきましては約二百数十万人が死亡者として推計されております。これは太平洋戦争だけでござります。それから一般的の戦災によります犠牲者につきましては、これははつきりした数はございませんけれども、昭和二十三年に經濟安定本部が調べまし

○大原委員 その一般戦災者の死没者が三十万人
というのと、これは、たとえば広島、長崎の原爆
の被災者も入つておるわけですね。
○八木政府委員 戦災、空襲、原爆を含んだ数字
でござります。
○大原委員 その中で広島、長崎の原爆被害によ
る死没者は何名ですか。
○八木政府委員 被害者総数、安定期本部の調べに
よりますと約三十万人でございますが、そのうち
広島が約八万六千という数字でございます。長崎
が二万六千という数字でござります。
○大原委員 広島、長崎で十一万二千ということ
になりますが、原爆による死没者の数というの
は、直接原爆による死没者と、それから翌日以降
においてなくなつた人 こういうものの整理がで
きていないと思うわけですが、しかし、普通いわ
れておるのは広島、長崎の死没者の合計は三十万
人であつて、残つておる被災者も一定の条件があ
るわけですが、三十四万、まあ三十万人、三十万
人というふうにいわれているわけですね。これは
少し少しないですが、どういう資料によつてお答え
になつたのかお聞かせをいただきたい。
それから全体の、東京やあるいは名古屋や大
阪、神戸等の一般戦災者はそれらを含めてやりま
すと、たとえば東京だけでも十四万人あるんじゃ
ないですか。そういうことから言うなれば、お答
えになつた数字は実情に合わない、こういうふう
に思いますか、いかがでしょうか。
○八木政府委員 何ぶんにも非常に昔の関係でご
ざいまして長い期間たつておりますので、当時の
一応政府の行ないました数字としましては経済安
定本部の、申し上げた数字しかないわけでござい
ますが、確かに先生御指摘のように、あるいは私は私
どものほうで調査したものではございませんけれど
ども、全国戦災都市死没者連盟等で行ないましてお
る数字等によりますと、五十万というような数字も
出しているわけでござりますし、さらにただいま由

し上げた数字につきましては、行く末不明者等も入っておらないというような状況でございますので、実態はよくわからないわけでござりますけれども、三十万から五十万というようなことが考えられるのではないかというふうに思われるわけで

○大原委員 本土の空襲その他でなくなつた軍属、準軍属ですね、それから軍人ですね、できれば公務員もですが、それはわからぬと思ひますが、それはわかりませんか。軍人軍属等の死没者は三百万人というふうに言われましたね。

○八木政府委員 先ほど申し上げましたのは軍人軍属二百万入った数字でございますが、本土とその辺の関係はちょっと現在わからない状況でござ

「ええ。手元にございません。

○大原委員 軍人軍属等で第二次大戦の戦闘になくなつた人が、つまり恩給法や本援護法の対象になつておる人が二百万人余り、こういうふうに一口に言うておるわけですね。

そこで、きょう私は一つの根拠を持って議論しようと思うのですが、一般戦災者の問題について大蔵省等も、あるいは与党の諸君の中でもそうですけれども、これを援護の範囲を広げていくべきようの午前中も厚生大臣代理も頭の中にそういうようなことがあつたのですが、そうするとばかりはと無制限に広がるような印象です。財産被害については今日いろいろと議論はあつても、これが問題として残つておる点は少ないわけです。人生は三十万人説をとつても、あるいは五十万人説をとりましても、言うなればいま議論いたしておりますことはそれほど大きな数字ではないわけですね。

たかと思うけれども、これは各自治体に要請をして、そして内容をかなり分けて、第二次大戦の本土における犠牲者について調査をするならば、これはもう少し確実な数字がある程度出るんです。だから私は、まずその調査を各自治体等に要請をしてやってもらいたい。姫路に戦没者の碑があるのですが、そこで概略集計したのが俗に五十万というふうにいわれておるわけです。私はそういう点については、原爆の被爆の被害者を含めて、できるだけ正確な数字を政府のほうで集計をすべきではないか、こういうふうに思います。私は遺骨の収集も賛成ですが、国内における戦争犠牲者の数について——私はいつも思うのですが、こんないいかげんな議論では話にならぬと思っています。もう少しきちと調査をしてもらいたい。

問題もござりますし、その後の移動等の問題もあ
るわけでござりますので、なかなか困難な問題で
はないかというふうに考えられると思います。

○大原委員 大臣、あなたは借りてきたネコみた
いにそこへすわっておるけれどもね。前に厚生大
臣しておったからと思つてここへ連れてきたんだ
けれども、だめじやないですか。そのくらいの調
査なんかしたって金はそうたくさん要らないです
よ。これは最後にまた尋ねます。

そこで厚生大臣代理の内田さんと、それから元
外交官出身の山田外務政務次官にちょっとお聞き
するのですが、第二次大戦が終わった八月当時、
八月十五日に戦争が終わつたわけですが、あのこ
ろはどこにおられましたか。何をしておられまし

の行為なんですね、だから一般軍人たる者たる行為の中において行なわれておるものであるから、そういう一般の国民の戦災犠牲者といふども、財産被害については全国民が受けたから社会保障でということはあるけれども、人命や健康被害については国が責任がない——第一条では「國家補償の精神」ということが書いてあるわけですが、そういう広い意味の国家補償の精神の範疇に入らないということは、私はおかしいと思う。これはあなたたは国際法上で解釈等もやっておられたから、国際法については知つておられると思ってますが、私も出席を願つたわけですが、これが一つ。
それからもう一つは、非戦闘員に対する無差別爆撃は、ヘーネの陸戦法規やその他法規、慣例の規定があるわけですけれども、これに明らかに違

いかがでしよう。
○八木政府委員 確かに先生御指摘のように、一般戦災あるいは原爆等の数字につきましては正確な数字はないわけでござります。マクロの数字といたまして、死没者につきましては三十万なり五十万という数字がございますが、障害者につきましては全く状況がわからないというようなことをござりますので、サンプル的な調査を実施するというようなことから、ある程度全国的な数字等も考えられるのではないかというようなことで、相談いたしまして、愛知県等におきましてまず障害者のサンプル的な調査を実施いたしたいと、いうふうに考えておる次第でござります。

○大原委員 厚生大臣代理、第二次大戦の一般戦災者についても調査をしたらいかがでしよう。自治体等でやればわかるんですよ。もう少し確實にわかっているんですよ。東京だってかなりの概数が出でるはずですから。私は厚生省として調査をしてもらいたい。そのくらいのことはできるはずです。

○山林(久)政府委員 あのときは大東西省の課長をしていました。

○内田国務大臣 私は実は長いこと満州におりましたが、敗戦のときはちょうどこっちに帰つてまいりまして東京におりました。そのときに、本土上陸作戦に備えるということで全国九ブロックにした総監府というのができておりましてね。その関東信越総監府の職員をいたしておりまして、向こうに帰ることができませんでしたそのままこっちにおりました。

○大原委員 きょうは国家公安委員長の町村さんに出席願うつもりだつたのですが、あの人なら内務官僚だから、私が質問することははある程度知っているかと思いましたが、見えておりません。

そこで外務省、私は順序不同で質問するわけでですが、この援護法を審議をして軍属や準軍属の國家補償について議論をする際に、國との雇用関係があるかないかということを言うわけです。それから権力関係で、國の強制力で自由を拘束されて戦闘業務に協力したかどうかということを言つうわけです。

反ををしていて、行為です。ところが、これもまた、いろいろ議論になるのですが、その被害者側は、たとえ戦勝国であっても、戦敗国であっても、賠償については権利があると思うのです。国際法違反の犯罪行為によって起きた戦争被害ですから。それを日本の政府はサンフランシスコ条約で放棄をしたわけです。日本の政府の行為によって放棄をしたわけですから、その被害者に対して国の責任がある。国際法から類推をしてもそういう議論が成り立つのではないか、私はこういう一般論があると思うのです。むしろ援護法では準軍属と軍属との差はなくしたわけです。それで準軍属の割のところから、いま待遇をずっと一緒にしただけですが、今までの議論の中でやつてきましたが、そういうことから言なれば、むしろこれから月給も受けないで、何も受けないで、そればかりづけの措置なしに一般非戦闘員が協力をさせられて、しかも後に言つよう、調則があるわけですが、そういう人こそ國が責任があるのではないか、そういう私の国際法に対する見解からの国責任について、あなたの所見をひとつ聞きたいと思います。

と思うわけですが、そういう問題であるということを一応頭に置きながら、私は厚生大臣代理にお願いしておきたいのは、けさもらよつと話があつ

申し上げましたようにある程度のマクロの数字でどの程度というのがわかりますれば――具体的な調査の方法等になりますとまた非常にむずかしい

私は、さう二つの問題を質問され、おおむね
けです。しかし、私は、別の觀点からいえば、戦
争を回避をして、戦争を終結をするというのは國

○山田(久)政府委員 いまお話しの件、いろいろ常識上の問題としては確かにごもっともの点が

うと私は思いますが、国際法上の問題として、残念ながらまだそういうような点について、差別なくいろいろな点の責任を認めるというような国際法はむろんございませんし、また国際的な慣習としても、おそらく非常に残念と思われるのじゃないかと思いますけれども、事実としてはそういう意味においての国際法的な先例も残念ながらまだ存在しておらないというのが実情でございます。

○大原委員 五十万の死没者の中で、広島、長崎の原爆で瞬間的にあるいは残留放射能等でなくなりっている人が多いわけですが、広島、長崎の例を持つていて国際法の議論をいたしますと、これは藤山外務大臣のときも議論をしたことがあるのですが、昭和三十四、五年ごろですが、つまりヘーネの陸戦法規は、海、空もそうですがそれとも、つまり外的な手段について制限しておる。毒ガスを使ってはいけない、化學兵器を使ってはいけない。ましてや原爆を使つてはいけないということは、原爆は当時なくても当然の類推的な規定で判断できる。原爆というのは毒ガス以上です。

それからもう一つは、爆撃の対象が無差別であつてはいけない、それは国際法が禁止していることですから。その被害者については、そういう戦闘行為をやつたものについては、國が全然責任がないという議論はないとは私は思う。国際法から、いつても、国際法の精神からいっても。広く解釈して精神という議論でいいです。ここでこの問題だけで時間をとるわけにいかないですから。いかがでしょうか。

○山田(久)政府委員 いまお話をございましたように、この無防備都市の爆撃というのは、こういう手段を禁止されておる。そういう点からいえば、いまの原爆なんかどうなんだ。私は確かにそういう点はもっとも御議論だと思います。しかしながら、そういうような意味で現にジユネーブにおいて三月六日から今月一ぱい、今までのジユネーブの陸戦法規関係、これの改善検討とい

う会議をやっておるわけでございますけれども、その中にいわゆる非戦闘員、文民というものに対するいろいろな保護ということがございまして、それがまだ原爆を特にねらつてどうというよろずの点は、これは片一方の何といいますか、原爆、核兵器の制限というような方面にむしろ譲つてあるのほうで、そういう方面では非常に大きくなってきておりましても、したがつて何らかの意味においての改善

思います。

それから国際法上の関係については、いま御説明申し上げたような状況でございます。

○大原委員 あなたはもうちょっとおつてくださいね。それは、私が議論をしたり、東京裁判よりか少しあなたの議論は後退している。というのではなく、国际法の精神に違反する、こういうことは東京裁判でもいつてあるわけです。それは何かといいますと、私も藤山さんと議論したことがあるのですけれども、細菌兵器とか毒ガスは国際法で禁じられておるわけですね。それ以上か以下かという議論からいえば、学者の議論は圧倒的に、原爆はそれ以上の非人道的な兵器ですから、毒ガスはいま先生も御指摘になられましたように、日本としてはこれについての請求権というものを平和条約の十九条の(4)ということで放棄したというところの議論あるいは国際法学者の議論という段階にとどまっておりまして、したがつて、現実にはいまこうになつておるわけですね。あなたは、この議論もそういうことを否定したわけではありません、こういうふうに思います。

そこで問題は、厚生大臣代理、私はこの援護法について、無制限に自由が保障されることは、戦争行為といえどもない。国際法の役割りからいえば、これはその精神には違反する、こういうことです。あなたの議論もそういうことを否定したわけではない、こういうふうに思います。

そこで問題は、厚生大臣代理、私はこの援護法の直接法律に關係しまして、重要な問題の議論をもう一回ちょっととしておきたいと思うのですが、この援護法の軍属と準軍属の中に国民義勇隊を入れておるわけですね。あなたは国民義勇隊の直前のときなどいう状況であったかということがあります。當時、日本の終戦の直前に知っていますが、当時、日本の終戦の直前のときなどいう状況であったかというところを知つていますか。

○内田国務大臣 あまり私は記憶がございません。

その場合に、しかばばこの条約上で日本が権利を放棄したけれども、かわって政府がその責任を負うべきじゃないか。この議論はいまの原爆の關係ばかりではなくて、たとえば戦時に公海の安寧券をもらつて——阿波丸なんという事件がそうだけですけれども、安寧券をもらつて航行していた。それが潜水艦の攻撃にかかる沈んだものに対する責任なんというものをこれもやはり放棄したところになつておりますけれども、そういう点からいえば、これは局長でいいんですが、この戦傷病者戦没者遺族等援護法の第二条の第三項の第三号に書いてありますね。国民義勇隊を準軍属として扱つた、こういう根拠について書いてあるわけですね。これが根拠だと思いますが、そうですか。そうであるならば、そいつを一回読んでください。

○大原委員 法律が国会で議決になつて公布されただけれども、発動されなかつた、実行されなかつたことを予想して法律ができたわけでござりますが、この法律が、現実には、この法律は公布にはなりましたけれども、施行されなかつたというような状況でござりますので、国民義勇隊のみが対象になつてゐます。

○八木政府委員 最後の附則に「本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス」とありますね。これはどういうことなんですか。

○八木政府委員 確かに御指摘のとおり、義勇兵役法は公布になりまして施行になつたわけでござりますが、先ほど申し上げましたように、法律ができまして公布にはなりましたが、現実に義勇兵役法の適用を受けるというような事態までは至らなかつたというふうな事情だというふうに承知しております。

隊組織に関する件に基いて組織された国民義勇隊

の隊員」という規定でございます。

○大原委員 その閣議決定で、本土決戦に備えて一億総武装の手段としてこの決定をしたわけです。が、サイパンがやられて、沖縄危うしという段階で、本土決戦に備えてやつたわけです。この国民義勇隊の閣議決定、これを引用しておるわけです。が、その後これについて、法律によって規定したのが、なぜ引用しなかつたのですか。

○八木政府委員 現実問題といたしまして、援護法の処遇の対象になりましたのは国民義勇隊の方々でござりますが、国民義勇隊の隊員の方々に

○大原委員 法律が公布をされて施行されても、

法律が実行されないということはあるのですか。

そういうことがあるのですか。

○八木政府委員 当時の状況でございますので、私はもそこまで承知しておらないわけでござい

ますが、現実にここにございますような義勇召集

というような形の召集はなかつたのではないかと

いうふうに聞いておる次第でござい事す。

○大原委員 法制局、法律を議会で議決をして、

公布をして施行しておいてこれが実行できない。

これは六月二十二日でしよう。二十二日ですか

ら、これは七月、八月というふうに一ヶ月半以上

あるわけですよ。あるのに終戦の八月十五日まで

実行されないということがあるのですか。当時

は、政府はそんなことをかつてにきめたわけです

か、そして閣議決定のほうが実行されたというわ

けですか。

○別府政府委員 お答え申し上げます。

ただいま大原委員から御質問のありました義勇

兵役法の施行状況につきましては、実は当方調べ

ておりませんので、ここでそのままお答えするわ

けにはいきませんが、一つ考えられますのは、二

十年の六月といふのは、もう相当敗戦直前の混乱

期であつたために、法律を公布、施行したけれど

も、実際にそれが実効的に動いていなかつたとい

うことがあるかもしれませんといふことが一つ。そ

れから、御存じのとおりに、義勇兵役法の、たと

えば二条の義勇兵役に服する者につきましての勅

令の定め等が実際に出していたかどうかということ

もあわせて当方で調べたいと思つております。た

だいま御質問を受けるまで私のほうはその点はつきり確認しておりませんので……。

○大原委員 つまり閣議決定が優先をしまして

一三月二十三日に閣議決定がなされて、それが動いて、そして六月二十二日に義勇兵役法といつてでつかい法律ができるのだ。これは全部の

國民が兵役に従うという法律なんです。今まであなた方が議論しておるやつは全部ひっくり返ってしまうのだ。一般戦災で議論しているやつは全部ひっくり返る議論だ。その法律が官報で公布を

され、しかも即日施行されて、なおかつこれが実行されないということが、それはきょうあしたのことなら別ですよ、一ヶ月以上も開きがあったときにはそういうことがあるのはどういう理由なんだ

ということです。そういうことであるならば、私が追跡して調べた常識からいうなれば、六月二十

二日の兵役法を基礎にして、それを勅令等で——

補う形のものが勅令ですから、それを整理して出

せば、これはぱっとできるようになつてているの

だ。法律を振扱にして政令や勅令等が閣議決定できちんとできるようになつてているのだ。そのため

に法律をつくったのだ。

一億総武装を閣議決定したのはいつごろか知つていますか。だれか知つておる者がおつたら、説

明員であつてもだれでもかまわぬから、この部屋の中におつたら答弁してください。

○八木政府委員 申しわけございませんが、承知いたしております。

○大原委員 そのころ生まれたのかね、君は。

もう一つ、厚生大臣代理、あなたを含めてよく

聞いておつてもらいたいのですが、この国民義勇

隊、その他の閣議決定もそうですが、この準軍屬

の根柢になった閣議決定ですが、この閣議決定を

戦後外部に出さない、封印しましたね。これは閣

議決定を封印したわけです。これはいかなる理由

によるものですか。

○八木政府委員 申しわけございません。

〔委員長退席 齋藤（滋）委員長代理着席〕

○八木政府委員 申しわけございませんが、承知いたしておません。

○大原委員 その当時の状況について、閣議決定

が次から次へ出ているのです。それを戦後封印し

たのですね。それできょう初めて、われわれが

いたしておません。

出てきたのは私は一つの前進であるということ

で、今回の援護法の改正案は評価するわけです。

しかし閣議決定を封印しておつたわけです。その

証拠には援護法をつくりまして、準軍属の制度が

できましたときに、国民義勇隊、女子挺身隊や学徒勤員やあるいは徵用工や、けさも話がありまし

たが、軍の戦闘に協力をした一般国民、戦闘行為に協力をした人、そういう者を軍属に準じまして

援護法の対象にしていったわけですが、最初国民

義勇隊をやりましたときの法律は、御承知のように昭和二十年の三月二十二日というふうになつておつたわけですね。実際には、私が指摘いたしまして、これは二十三日がほんとうであったといふことになつた。私が主張して表面に出てきてから、一日、一本棒が足りなかつたわけです。うそを書いておつたわけです。効果があるかないかと言つたら、法制局長官は、高辻君ですが、三百代言で何とか言っておつたけれども、中身が同じだから日にちが一日ぐらい違つても、引用した法律は効果には関係がない、そういうへ理屈もあるが、それにしても間違つていたのです。そのくらいい当時の実情についてはやはり否定をされつづけで、つまり抹消されておつたわけです。戦後はこの法律の関係は、国民義勇隊もあるいは私が言つている義勇兵役法も否定されておつた、抹消されておつた。しかしながら中身は、あとで申し上げるのですが、ひどいものあります。なぜ封印したかということについてもひとつ調べてもらいたい。これが終わるまで、きょうは採択しないと思うから、次の採決までにどういうことかといふことを追跡をして調べて、どういうことで閣議決定が封印をされて外部に出てなかつたといふことにについてもできるだけ、かなうだけ調べてもらいたい。

これは法制局もそれから各出席者もお聞きいただいたいわけですが、たとえば三月の二十三日の国民義勇隊組織に關する基礎になつた閣議決定を

見ますと、「現下ノ事態ニ即シ本土防衛態勢ノ完

強化ニ資スルト共ニ状勢急迫セル場合ハ武器ヲ執

ツテ驅起スルノ態勢へ移行セシメンガ為左記ニ依

リ全国民ヲ挙げテ國民義勇隊ヲ組織セシメ其ノ挺

身總出動ヲ強力ニ指導実施スルモノトス」「尚之

ガ円滑適正ナル実行ヲ期スル為地方行政協議會長

ヲシテ関係軍管区司令官及鎮守府司令官、警備

府司令長官等ト緊密ニ連繫シ夫々事態ノ推移ト

管内ノ実情ニ即スル如ク措置セシムルモノトス」

「一、目的」というのが書いてございます。防空

や水火消防その他も入つておる。陣地構築も入つておる、兵器弾薬、糧秣の補給、輸送等も入つておるわけです。それから通信機関の問題も入つております。食糧増産も入つておる。それから「組

織」というところに、「國民義勇隊ハ官公署、会社、工場事業場等相当多数ノ人員ヲ擁スルモノニ

地域毎ニ之ヲ組織セシムルモノトス」これは法律付テハ當該職域每ニ其ノ他ノモノニ付テハ一定ノ

老幼者、病弱者妊娠婦等ヲ除クノ外可及的広汎ニ

付テハ別ニ定ムル徒歩隊ニ依ルモ前項ノ業務ニ付

テハ國民義勇隊トシテ出動スルモノトス」(二)とい

たしまして、「國民義勇隊ニ参加セシムベキ者ハ

ではあります、閣議決定ですよ。尚、学校ニ

付テハ當該職域每ニ其ノ他ノモノニ付テハ一定ノ

地域毎ニ之ヲ組織セシムルモノトス」これは法律

「(三)國民義勇隊ハ軍部隊ノ補助ノ為出動スル場合ハ當該陸海軍部隊長ノ指揮ヲ受

ケ警防活動ノ補助ノ為出動スル場合ハ當該官署長

ノ為出動スル場合ハ當該工事又ハ作業ノ施行者ノ要請ニ

従ヒ行動スルモノトス」こういうふうにありますて、「其ノ他」の項目の中に、(二)としまして、「國

民義勇隊ノ組織運用等ニ關シテハ在郷軍人会、警

防團等ト互ニ齧合スル所ナカラシメ彼此両全ヲ期スル如ク配意スルモノトス」というのがありますて、「ニ聊モ間隙支障ナカラシムルコトヲ確保シツツ必

要ナル措置ヲ講スルモノトス」というふうに、閣

て封印をされておつたのを出してきたわけです。そこで、警防団はこれを国民義勇隊の組織に一体化するということになつておるのです。だから警防団等は、今回の医療従事者も、これは旧防空法の規定に基づいてあるわけですねけれども、これは昭和十二年にできた法律ですが、改正いたしましたが、しかしながら、これは旧防空法の規定に基づいてあるわけですね。これらはすべて優先をいたしまして、国民義勇隊の組織がずっとと進んできたわけです。国民義勇隊は準軍属といったまじで处置をいたしておるわけであります。それから、そこで国民義勇隊は早くから準軍属になつておりましたが、これと一体関係の警防団については今回準軍属になつたわけです。医療従事者と一緒に準軍属になつたわけですね。医療従事者と一緒でござります。しかしここにあるように、またこの閣議決定の裏づけとなつて法律が公布、施行されましたその法律の中にあるわけですが、この法律は、第七条には「義勇召集ヲ免ルル爲逃亡シ若ハ潜匿シ又ハ身體ヲ毀傷シ若ハ疾病ヲ作爲シ其ノ他詐偽ノ行爲ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス」、「故ナク義勇召集ノ期限ニ後レタル者ハ一年以下ノ禁錮ニ處ス」第八条は「前條ノ規定ハ何人ヲ問ハズ帝國外ニ於テ其ノ罪ヲ犯シタル者ニモ亦之ヲ適用ス」第九条「國家總動員法第四條但書中兵役法トアルハ義勇兵役法ヲ含ムモノトス」つまり総動員法の中には兵役法を含めて規定をしておるわけですが、その中には義勇兵役法も、この法律も含むのだ、兵役と同じだというふうにいたしてございまして、そして第二条には「義勇兵役ハ男子ニ在リテハ年齢十五年ニ達スル年ノ一月一日ヨリ年齢四十年ニ達スル年ノ十二月三十一日迄ノ者之ニ服ス」こう年齢六十年ニ達スル年ノ十二月三十一日迄ノ者（勅令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク）、女子ニ在リテハ年齢十七年ニ達スル年ノ一月一日ヨリ年齢四十年ニ達スル年ノ十二月三十一日迄ノ者之ニ服ス」こういうふうにありますて、女子は四十歳まで、男子の場合でしたら六十歳までこの義勇兵役法に従事をする責任があるわけです。ですから、これは調べたあとも答弁していくだけわけだが、閣議決定

がつて、その裏づけになつて閣議決定が進んでいた、こういうふうに考えてよろしいわけあります。

これを概括的に議論をいたしてみますと、これほけさほどから各委員から議論がありましたがれども、あるいは局長から答弁がありましたが、これらは、国との雇用関係、あるいは国民義勇隊や動員学徒や女子挺身隊や徴用工その他のよう、国の行政力の介入によるそういう国との関係、こういうものと差別はないです。この義勇兵役法というものはそれ以上ひどいものです。ですから、これは一般戦災者であるからという理由で、国が社会保障でやれば済むのだ、そういう議論では全然ない。そういう組み立ては全然ない。私は財産被害その他のについてまで言つてはいるのじゃないのです。あるいは濃淡について政治的な配慮は私はずつと知つてゐる。知つてゐるけれども、職業的なそういう人々が二百万人以上おつて、これはもちろん國の命令で外地へ行つたという人もあるわけだが、しかしながら國內におつたからといって、非戦闘員であるからといって、國が戦争を開始したしまして、宣戰布告をしてやつた行動の中で、こいつは一億総武装の決定を何回もいたしました。そして閣議決定で、これ以上まだひどいのがある。ついでに読んでみましようか。これは「國民義勇隊ノ組織運営指導ニ關スル件」で、昭和二十年四月二十七日の閣議決定です。その中には第3項に「國民義勇隊ノ地域組織ニ當リテハ既存ノ職能組織ノ機能又ハ特質ヲ國民義勇隊ノ目的達成ノタメ最高度ニ發揮セシムル如ク市區町村ノ基盤組織ニ付地方ノ實情ニ應じ特別ノ措置ヲ講スルモノトス」ということで、どこへでも入つていけるようになつてゐる。厚生大臣代理は御承知かどうかわからぬが、大政翼賛会とか翼賛年金団といつたのが当時あつたのです。それも義勇隊に変える。すべての警防團その他も義勇隊に変える。こういうことがあったわけですが、そういう義勇隊が実態になつたということの実態を把握をしないで、

この機運法ができておるのでないか。ことを調べてみると、これはなかなかたいへんな問題ですが、そういうふうに思うわけです。ですからそういう点について、けさほどから情勢認識や御答弁、質疑応答というものは甘くはないか。しかし、事務当局としてはそういうことは言つてきた、そのことはわかるけれども、今回一步前進であるけれども、私は、一般的な戦争の状況から言うならば、これは全然実情には合わないものではないかと思うわけです。この点は、追加答弁をいただくこともあるわけですが、厚生大臣の御答弁をひとつ私は聞いておきたい。

○内田国務大臣　いまの義勇兵役法というものは終戦直前に制定、公布、しかも施行されたというようなお話、実は私は初めて承知をいたしました。しかし、その前の閣議決定による国民義勇隊の隊員といふものが、一定の条件のもとに援護法の対象になつておるものとすれば、それをも吸収拡大した義勇兵役法なるものが制定されて、それが現実に動いて義勇兵役に編入された人々についても、現在援護法の対象として取り扱われておる国民義勇隊と同じような条件のもとにおいて、援護法の対象として検討すべきではないか、こういふ大原さんのお話は、これはいま初めて聞く話ですが、私はそれなりにわかるような気持ちがいたします。ただ法制局も言われましたように、終戦直前の法律でありますし、公布の同時に施行日とされたまでは、お読み上げになつた記録によつてわかるわけありますが、はたしてその法律の公布、施行によつて、日本国民の男女が兵役に編入されるという過程があつたかどうか、また編入された上、その義勇兵役法に基づく兵役の職務に関する傷病を受けて、そして死没したというような事態のものが現実にあるかどうかというところに問題があるよう——これは私はあなたのねつしやることをはねのけるという立場から言つています。たてまえとしてそういう二つの点を検討してからでないと、おっしゃるのじゃないのですよ。たてまえとしてそういう二つの点を検討してからでないと、おっしゃるところとおり、援護法の対象としてひとつこれは今回取

いように思います。ということは、さらにこれは私の想像だけですから、法制局の調査を待たなければなりませんが、この義勇兵役法が公布、施行されても、それが何らかの行政上のアクションを必要とする法律であつて、そして兵役編入の手続法に編入されて、そうして義勇国民兵としての活動をしておつたような、そういう国民があつたかが、勅令がてきておつたかでいいなかつたかの問題にも関連するでありますようが、現実に兵役法によって、その法律によって行政官庁に一発効するものと、それから行政法の多くのものにありますように、その法律によって行政官庁に一つのアクションを起こす権限を与えるような法律もございます。そういう場合には、その法律によって与えられた権限によつてアクションが起これて、そしてそのアクションの対象となつたこの場合には国民男女が、実際に発生しておつたかどうかというところに、この問題解決のかぎがあるようにも思われるわけでありますが、そういうことを含めて、大原さんのいま提起せられた法律に關連する義勇兵役の実態といふものについて、厚生省にも、また法制局にも一べん調べてもらいうのがいい、このように考えます。その上でまたこの法律上の対処法を考えていいくべきだ、このよう思います。

法制局にもついでに言つておくけれども、法律が施行になれば、それは国民に対し権利義務は完全に発生しているのでしよう。アクションを起こすかどうかということは、それはもちろん具体的な問題であるが、これはアクションが先に起きていたい。この法律関係はどうなるのか。

○別府政府委員 先ほども少々調べたいということを申し上げましたが、ただいま大原委員のおっしゃいました点につきましては、内田厚生大臣代理のほうから御答弁ありましたように、兵役に服するというの、具体的に——私も実は軍隊に行つておったわけありますけれども、現役兵あるいは召集兵として兵役に服するという事態が生じないと現実に問題が起こらないと思います。先ほどお読み上げになりました七条の、たとえば義勇召集を免れるため逃亡し云々ということで、「二年以下ノ懲役ニ處ス」というような義勇召集の規定は、第五条の「義勇兵ハ必要ニ應ジ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ召集シ」云々と書いてございます。召集行為がございませんと、すぐに罰則が動くというところには必ずしもならないのじゃないかとうう点を、ただいまちょっと補足して御説明申し上げたいということをございます。

○大原委員 従来の閣議決定との関係はと私は聞いておる。

○別府政府委員 お答え申し上げます。

閣議決定自体とこの義勇兵役法とはそのまま必ずしもつながってはおりませんので、閣議決定によつて組織された国民義勇隊の隊員であるかどうかといふことは、その当時の事実でございますからわかりにくい点があるかもしませんが、一応事実として確認が可能だらうと思います。ただ国民義勇隊の隊員になると、義勇兵役法が、実際に大原委員言わされましたように施行されてしまつた事態までいきませんと、この法律のたとえば罰則等が働いてこない。その点は国民義勇隊自

体に、閣議決定の国民義勇隊とそれから義勇兵役法に基づく義勇兵役なりあるいは義勇召集といふものは、やはり閣議決定を根拠にするものと法律を根拠にするものと、制度的には違つたものと考へざるを得ないのであります。一応いまこれを読むましてのお答えでございますから、もし間違つておれば訂正させていただきたいと思いますが、そういうふうに考えております。

○大原委員 閣議決定についてあなた調べたことがありますとか、一応全部調べたことがあります。これからその前にもこういう閣議決定があるという趣旨は了解しておりますが、大原委員がお調べになつたっているほど詳細に、細部についてまで十分に理解しておるということをお答えするだけの自信はございません。もし御指摘がございましたならばここで読みましてお答えいたしたいと思います。

○大原委員 閣議決定には、国民義勇隊は本土決戦に備えての組織としてやる、こういうのがみなあるわけですね。そのときの権力というか罰則ですね。罰則等についてはあなたは御承知ですか。

○別府政府委員 ただいまちょっと調べておりますので……。

閣議決定でござりますからそれ自体に罰則はついていないのではないかと考えます。

○大原委員 そこで、たとえばこの仕組みは、國家総動員法との関係をつけているわけです。國家総動員法には、これは他の規定にもあるわけですが、罰則はあるわけです、当然ですね、国家総動員法にはあるわけです。そして閣議決定自体には罰則はつけられないというは——幾らその当時といつてもつけられないです。ないでけれども、ずっとこれを中心とするたび重なる決定によりますと、これははほとんど強制力を持つたといふのは何かといいますと、防空法にも罰則があるわけです。一年以下の懲役があるわけです。一千円以下の罰金がある。今まで言えば四、五十万

円以上になるかもしらぬ、罰金は。それから警防団と一緒に運営するということも閣議了解によるわけです。ですから閣議決定のほうも、警防団で防空法のほうも総動員法の罰則がついているわけですが、そこには法律で、一体的に運営するわけです、こつちには法律で。一体的に運営するべきであるようそのういう仕組みになつておる。それを法律的に根拠づけたものが兵役法であろう。これは全部の防空活動は、本土決戦に備えて戦闘組織になるようなそういう仕組みになつておる。それがからその前にもこういう閣議決定があるという問題があるわけです。その運営の実態がどうかということを厚生省は追跡をするならば、この問題があるわけですね。これは行政上の補助手段で防空法のほうも総動員法の罰則がついているわけです。そこには法律で、一体的に運営するべきであるようそのういう仕組みになつておる。それで、こつちには法律で。一体的に運営するべきであるようそのういう仕組みになつておる。それを法律的に根拠づけたものが兵役法であろう。発動されたかどうかということについては、あなたの法律解釈はわかりました。わかりましたが、全体の法律の仕組みというものは、これは非常に独裁的にやられたわけですよ。独裁的にやられてゐるのですけれども、閣議決定でこんなことをやるわけですから。まだひどい決定をしておる。一億総武装の決定なんかしているわけです。ですからそういうものを戦後出したのではいけないということで、全部隠したわけです。封印したわけです。防空法関係の資料は全部焼かせたわけです、各末端に至るまで。それは私どもが確認いたしました。

ですから私は全体として、厚生大臣、その実態をもう少し、防空法とその罰則と権力関係と、それから総動員法とそれから国民義勇隊についての閣議決定と、これは準軍属の対象となつてゐる。そういうものとの具体的な関係を、私どもがこの点については戦後占領下において戦争犯罪の追及を受けるために、これは封印をしたり資料を抹消したわけです。そうですね。非戦闘員を、一般国民を戦闘に権力で動員したということについては、これは自発的にやつたんだというふうにすりかえたわけです。ですからその実態を私は徹底的に究明をしてもらいたい。法制局も、それからこれはきょうは消防庁ですが、義勇隊関係で、警察権力の中にこの防空法は入つたわけですから、内務大臣が本部長ですから、国民義勇隊の総元締めは、陸軍省と内務省が大げんかをいたしまして、結局はいま参議院にいる迫水書記官長が中に

入りまして、そして閣議了解という軍のとりつけながら内務大臣の権限にした。主務大臣は陸海の大臣も介入できるようにした。鎮守府や師団司令部も全部あるということですから。私はそこらをもう少し究明してもらいたいことが一つ。それから法制局、ついでに、町内会とかそういう組織がありますね。これは行政上の補助手段である、行政機関の補助機関である、こういう規定をしておるが、あなたは承知しておるかどうか。いうことは、申しわけございませんが存じております。○大原委員 それもつまびらかにしてもらいたい。はつきりしてもらいたい。そういうことはやはり国の施策について濃淡はあるとしても、やはり実態とそういう権限の関係をきちっとすることが必要だ。というのは、町内会は行政上の補助手段にすることだということの規定があるわけです。ひとつこれも法制局はきちんと調べて、厚生省と話をしてもらいたいと思うのです。

○大原委員 これは総括的な議論で、さらに団と医療従事者について、旧防空法関係について、准軍属として援護を一步進めることは、私はそういう今までの国会における議論を踏まえてやつたことがあるから一步前進である、こういうふうに考へるのです。それはよろしいと思う。それはすべてのものを無差別に國の責任だということは、私はそれには議論はいたしませんけれども、特に財産被害等についてはみんなが財産被害を受けたうなことは議論はいたしませんけれども、特にそれはすべてのものを無差別に國の責任だということは、私はそれには議論はいたしませんけれども、特に財産被害等についてはみんなが財産被害を受けたわけですから、そういう場合には社会保障で考え人あつて、一般戦災者は関係がないということの議論は、成り立ちませんよ。戦争は国が始めたんじゃないですか。戦争を終わる決断をするのも国じやありませんか。それによって被害を受ける場合には、今日は公害だって企業責任があるのに、

こういう問題について國がほおかむりでおって、こういふことを私は言つておるわけです。私の、この、社会保障一般にこれを解消することについての不合理性、不當性についてまたこれを考え方直すべきだという点について、厚生大臣代理はどういうふうにお考えですか。

○内田国務大臣 大原さんの今までここで私が承つてゐる論議は、たいへんよくわかりました。私も、國家総動員法に基づくものだらうと思いまが、徴用工であるとかいうのは動員学徒でありますとか、そういうものは援護法の対象に准軍属として持ち込み、また国民義勇隊にかかるものを援護法の対象として持ち込み、さらに今回警防法といふものが現実に動いて、その対象になつているものが以上私が申し述べましたような、すでに援護法の対象になつておる人々と同じ性格の状態にありながら、援護法の対象外に除かれているものがありとするならば、それはそのものについても突き詰めた検討をすべきである、あなたと同じような私は意見を持つものであります。しかし、それはこれ以上申し上げる必要はありませんけれども、最終的な終戦段階において國がいろいろの法律制度をつくつたり構想をしたけれども、それらの制度の対象が現実にあらわれておらなかつたりした場合には、これは援護法の対象として取り上げようがないということにもなりましょうから、それは私は拒絶する意味ではなしに、あなたとむしろ同調するような意味において、検討した上で考へてみるべきだということを申し述べることは、ききのとおりであります。これなど午前中にもちよつと申し上げました一般的の社会保障制度をもつて論すべきだという議論です、この議論は、それはそれで財産関係ばかりでなしに、生命、身体に関する

ものであります。これは一つの考え方、言い方としては一般の社会保障制度をもつて論すべきだという考え方もあるのかもしれません。しかしこれを解消することについての不合理性、不當性についてまたこれを考え方直すべきだという点について、厚生大臣代理はどういうふうにお考えですか。

○大原委員 隆軍属の中に、軍人とか軍属とかいう、そういう身分とか、雇用関係になくても戦闘に参加した、こういうのがある。それで、東京空襲では十四万人死んだ、こういふのですが、これは戦傷者、重傷者含めてだと思うのですが、名古屋からずっと全国空襲があつたわけです。そのこまでも、軍の命令にいたしましても、権力を背かなければなりません。ですから警察の命令にいたしましたが、それは官民の差はないとしても、軍の命令にいたしましても、権力を背かなければなりません。ですから戦闘の命にいたしましたが、それは官民の差はないといふのです。だから戦闘の命にいたしましたが、それは官民の差はないといふのです。しかし、何も門戸を開さず必要はない、こういふにも思いますので、十分御説のあるところは政府当局にも勉強をしてもらいたいと思います。

○大原委員 そこで、まだ基本的な問題を議論したいのですが、基本的な議論はまた別の機会にして、一応そういう問題で私が要請いたしました点は、十分実態と法律関係をもう少し観点を変えて調べてもらいたい。こういうことを特に要請をしておきます。

○内田国務大臣 私も、このことはあまり詳しく論議を通じてだんだん対象を広げていつたり、あるいはまた処遇を厚くしたり、あるいは軍属と準軍属に対する取り扱いの八〇%とか九〇%とかいふものがございませんけれども、戦傷病者戦没者遺族等援護法に関する限りは、初め狭かつたものを国会に思ふように考へて法律の適用をしなければいけない。法律だけを観念的に適用いたしまして、こうなっているんだからこうだという議論は私はいけないと思う。だから、そういうふうに踏まえて、そして法律の公平な適用をすべきだ、私はそういうふうに思ふ。大臣、いかがですか。

○大原委員 それから、ちょっと突然変異のような発言ですが、この法律の改正の中で、満州事変まで戦没者の妻の適用を広げてきたわけですね。この法律はそういうふうになつておるわけです。内田さんはそういうことは前の厚生大臣時代にも問題にならなかつたから御承知ないのでですが、今回は日華事変から満州事変まで広げてきたわけですね。現在は第三国人である、しかしながら、当時日本人の国籍であった人々で徴用工という準軍属の対象となるような現在の第三国人は、これでその後、新聞にも報道されたわけですけれども、その後本国へ帰る船がなくて、自分の船で帰っていくときに日本の近海で沈没したわけですね。現在は第三国人である、しかしながら、当時は日本人の国籍であった人々で徴用工という準軍属の対象となるような現在の第三国人は、これはそのままの数字ではないかというふうに考えております。

○大原委員 それから、ちょっと突然変異のような発言ですが、この法律の改正の中で、満州事変まで戦没者の妻の適用を広げてきたわけですね。この法律はそういうふうになつておるわけです。内田さんはそういうことは前の厚生大臣時代にも問題にならなかつたから御承知なのでですが、今回は日華事変から満州事変まで広げてきたわけですね。現在は第三国人である、しかしながら、当時は日本人の国籍であった人々で徴用工という準軍属の対象となるような現在の第三国人は、これはそのままの数字ではないかというふうに考えております。

○大原委員 これは日韓会談その他サンフランシスコ条約と同じことですが、国家間の関係につい

くしたということはいえないものが出てくる場合もあるかもしません。そういう場合にはいままで同じ流儀で考え得ることだらうと思ひます。が、かなり幅広く拾つてまいつておるようにも思ひますので、非常にその辺のあとに残された問題が、かなり苦労をいたしております所得政策じゃありませんけれども、国民的コンセンサスあるいは少なくとも国会におけるその政治的コンセンサスがないと、なかなかこれからあとへ残つておるものについては、先ほども申しますように希薄になつておる点等を考慮して、むずかしい点も多かろうと思います。しかし、何も門戸を開さず必要はない、こういふにも思いますので、十分御説のあるところは政府当局にも勉強をしてもらいたいと思います。

○大原委員 日本の植民地政策によりまして、どんなん出ていったということでは同じような因果関係があるわけです。延ばしたら切りがないといふことで、東亞共榮圈まで至ると思ひますけれども、そこまでは考へておらない次第であります。

○大原委員 満州事変の前になりますと、第一次大戦なりあるいは日清、日露まで至ると思ひますけれども、そこまでは考へておらない次第であります。

○大原委員 現在援護法の適用対象につきましては、日本国民を対象といたしておりますので、第三国人については対象といたしておりませ

ては帰つた人についてはないわけですが、日本の国において、当時の日本人の国籍を持つ、そういう政策の中で日本人として徴用された。台湾籍の人もあれば、朝鮮籍の人もある。そういう人々が徴用という権力発動の権力関係において戦争被害を受けた、こういうふうな場合は遺族年金や障害年金等の、いわゆるこの援護法の対象にならぬられたという御遺族の場合でございまして、も、この法律の対象にはならないわけでございます。

○大原委員 厚生大臣代理、これは不当ではないですか。日本人の国籍ということで、本人の意願とはかかわりなしに総動員法で徴用して、言うなれば強制労働させた、それが日本を出る前に船が沈没をして死体が漂流をした。引き返した人があるかないかはわからない。それから日本に住んでおつて、原爆——當時、三菱重工ですから島の端ですけれども、広島に住んでおつたんですね。これは二十年の三月四日に千五百名が徴用されて三菱重工で働いているわけです。当時、終戦直後で、日本が戦争に負けまして出たのが二百四十名といふふうにいわれているのです。それが暴風で難破しまして、その船がすぐ出たところでやられました、壱岐、対馬に死体が流漂した。壱岐、対馬に行きましたもそういう話がります。しかし、その中には日本で強制徴用されて、自分で帰つた人もあるかもしれないけれども、原爆を受けて死んだ人もあるかもしれないし、あるいは日本の領海、領土の中でもそういう被害を受けている人間を問はず——外國に住んでいる場合は別ですけれども、日本に住んでいる場合にはやはり

日本の施策の対象にすべきではないか。たとえば生活保護法等についてもやっているでしよう。いろいろと思えどできるわけでしよう。こういう点、いかがでしようか。

○八木政府委員 韓国の例について申しますと、韓国との条約におきまして請求権はないという形になつておるわけでございます。

なお、補足いたしますと、具体的な内容等につきましては、現在手持ち資料がございませんけれども、韓国におきまして、やはり当時日本におきましてなくなられた遺族等に対しましての韓国内におきます遺族援護等の措置は講じておるというふうに承知しております。

○大原委員 韓国内における人はいいわけですよ。

——いいということはありませんよ、それは別的问题です。それは問題ですけれども、いま國が違うわけですから、国家間で話をつけているわけでしょう。いい、悪いは別ですよ。だからこれは国際関係です。ただし、日本にそういう経過があつて在住している人は、属地主義をとるか属人主義をとるかということになるわけですが、しかしこれは属地主義をとってもいいのではないか。だって生活保護と同じではないか。たとえば沖縄はアメリカの占領期間中だつたのです。しかしながら、この援護法を沖縄のわが同胞につきましては適用したことがあるのです。適用したのです。沖縄が祖国復帰をしない前においてもやつたことがあるわけです。援護法についてはやつておつたわけです。そうでしょう。沖縄の日本人についてはやっておつたわけです。これは統治権は向こうにやつたわけだ、その議論は別にいたしましてね。

しかし、この場合は、日本人として被害を受けたんですから、日本に現在住んでいるといふような人については、この援護法を適用するということは、たとえば生活扶助等においてもやつてあるわけですから、できないという話ではないし、当然人道上も、あるいは政策上もやるべきではないだろうか、こういう議論ですね。これは局長の答弁の限界を越えますか。

○八木政府委員 韓國の問題につきましては、日本条約によりまして、わが國におります韓国人の方につきましても請求権はないわけでござりますので、現在、援護法で、それからまた援護法の方でまえもそういうことになつておるわけでござります。

それから、これは私どもの所管の問題ではございませんけれども、生活保護の場合におきましては、人道上の見地からということで直接法律上適用なつてあるというふうには聞いておらない次第でございます。

○大原委員 だから適用のしかたはいろいろあるだらうと言つておられます。しかし日本に於ける、永住権を持つておる、事實上永住権を持つておる人も含めて、そういう人については韓国のほうは日本に対しても何にもしていいでしょ。ですから、ここに居住しておる人でそういう由緒來歴のある人については、当然に人道上からも、日本は永住権を認めているということからもやることは何ら支障はないと思つ。たとえば生活保護等でも出しているわけですから、そういう適用のしかたは、法律のそういう障害となる点は将来修正するならば、これはできるのではないか、やるべきではないか、こういうふうに援護法の問題としては思ひますね。私どもは原爆被爆者についての対策を立てる際に、そういうけじめをつけることは立法上も日本の法律で可能である、こういうふうに了解しております。ですからこの援護法でも、まずできることからやるべきではないか、こういう議論ですね。これはいかがですか。

○八木政府委員 先ほど来御答弁申し上げておりますように、韓國の問題につきましては、日韓条約で指置されておりますので、日本におります方、あるいは韓國の中におります方の待遇の問題につきましては、韓國の国内問題ではないかとうふうに理解している次第でございます。

なお、援護法はやはり年金でござりますとか、そういうようなことで一つの法律關係の問題でございますので、行政措置の問題ではないかといふ

うに考えておる次第でございます。
○大原委員 たとえば、その中には医療もあるわけですね。傷病者に対する医療もあるわけです。向こうのほうは日本における人をそういう処遇をしているならいいけれども、特に朝鮮人等については永住権という問題があるわけです。特殊なままで歴史的な経過を踏まえて永住権を認めているわけです。事実上認めているわけです。そういうことで、できるだけ日本の国内の施策として日本人と同じような——税金もかけるわけでしょう。税金もかけるですから、そういう施策を及ぼすということがあるわけですから、そういう政策的な観点を考慮すべきではないか、こういうふうに思うわけです。厚生大臣代理、あなた、いま端のほうにすわっているだけけれども、いまの点、どうですか、国務大臣として。

○内田国務大臣 専門の政府委員の答弁にございましたように、いまの永住権の問題等も含めて日韓の条約を締結いたします際に、こういう問題も想定をしながら解決をされておる問題だというところでございますので、それは条約があろうが、あるいは国内法がどうなつておろうが、それはもう一べん掘り直して考える、こういう御意向だと思いますけれども、日本の国内における韓国籍を持つおられる韓国人につきましては、やはり韓国の大公権といいますか、統治権も属人的に及んでおるわけでございますので、そういうことも含んで条约が結ばれているということありますので、そのように御理解をいただくのがよいのではないかと思います。

○大原委員 福祉年金はどうしているんですか。

○八木政府委員 私の所管外でござりますけれども、支給してないというふうに承知しております。

○大原委員 生活保護だけ、支給しているのは、ものは管外でござりますけれども、法律に基づくものではないし、行政措置としてやっているといふうに聞いております。

○大原委員 たとえば行政措置でやろうと思うならばできるというわけでしょう。これは理屈の上から言つたっておかしいですよ、今までのことから言うなれば、それはひとつ私はそれで了承をしていないということで進めてまいります。

今回の警防団や医療従事者については、対象となるべき人については一応予算上の根拠数字は出でるわけですが、この根拠数字はどこから出て、そしてこれはさらに広がっていく可能性はないか、年金化いたしますと広がっていく可能性はないか、こういう点についてお答えをいただきたい。

○八木政府委員 私どものほうで予算の積算の基礎にいたしました数字等につきましては、特別支出金の対象者等を考慮し、さらに援護法の場合には生計維持関係等が問題になるわけでございますので、そういう問題、あるいはその後のなくならぬ方等を考えました数字でございますので、厳密に申しますと実施してみませんとわからないということでございますが、予算の積算の数字でございますが、大体間違いないのではないかといふふうに考えております。

○大原委員 その数字をもう一回言つてください。

○八木政府委員 障害年金の対象者につきましては四百五十五人、それから遺族給与金につきましては三百九十五人を予定いたしております。

○大原委員 つまり遺族給与金という遺族年金についてはお答えのようであります、そこでこの場合遺族特別支出金、これは昭和四十二年から三年ですかね、数年前ですね。それから障害特別支

出金、これを出す場合にはどういう手続で、ちょっときょうはさつきも議論ありましたが、どういう手続で出しましたか、このほうは。これからどうするというんでなしに、このときにはどういう手続で出しましたか、どういう立証のしかたをしましたか。この人が警防団やあるいは医師、歯科医師や薬剤師や保健婦、看護婦、助産婦というふな医療従事者であったということの立証はどう

いうことでしたのですか。これは消防署でもいいよ。

○八木政府委員 警防団等につきましては自治省の問題でございますので、どういう実務的な方法でやったかについては承知いたしておりません。

それから医師、歯科医師等につきましては医療従事者等につきましては私どものほうで申請手続をきめまして、防空従事命令書あるいはこれにかかるような証明書、さらに防空従事死傷証明書、こういうような特定の従事命令書なり証明書がございます場合にはこれによりますし、それ以外の場合には、証人等によります補強証拠とい

うような形で実際の審査をやっておったというような状況でございます。

○辻説明員 警防団員の関係でございますけれども、だいまの医療従事者と大体同じようなことでございまして、四十四年の要綱を告示いたしましたわけですね。警防団員の証明書とか、防空に従事して死傷した証明書等の証明書をつけまして由證を受理しております。その警防団員の証明書とか、防空に従事して死傷されたというような証明書につきましては、二人から各一通ずつつておられます。

○大原委員 警防団と医療従事者については、旧防空法の規定によりましても長官から従事令書が出ていたわけですね。だから従事令書の写しがあればいいのですが、二十数年間たってそれを持つている者はほとんどいいます。たまに持つている人がある。それからいまのお話のように、いままでとおり、警防団や医療従事者の原簿があつて、それを照合してやるというのもあるでしょ。問題になるのは、これからも問題があるんで

円ですから、これは簡単ではないけれども、ややこしいから、こんな一時金だし、もういやだ、こういうことで途中でやめた人もあるわけですね。

問題は、時間がたつていて、証人をつけてやる場合にそういちふうに限定を——証人なしに認定をすることはできない。これは原爆手帳だって何だつてそういうことですから、一定の法律条件にかなった人間が申請に基づいてやるようなそういう仕組みになつてあるから、これはしかたがないだろ。証人が要るだろう。しかし問題は証人のつけ方ですね。証人のつけ方は、町内会長なんか入られたて、どこへ吹っ飛んでいたかわからな

い。それから、第一そういう人が、そういう対象者になる警防団や医療従事者が、戦後二十数年の間に、原爆を受けたり焼夷弾を受けたりして、どこへ行っておられるかわからないということの実態があるわけです。であるのに、それを立証しなければならないということになると、せつかく法律をつくりましたも、インチキをやることは許されないけれども、正しいことが証明できないとい

う結果にならないか。そういう点については配慮しなければ、私はせつかくこういう制度をつくりました。権利の上に眠れる人ができるのではないか。証人をつける場合における、今までいろいろな援護局は経験があるはずですが、どういう考え方で臨もうといたしておるか、こういう点についてお答えいただきたい。

○八木政府委員 具体的な立証の問題につきましては、どの範囲につきまして考えるかという問題につきましては、これから問題でございますけれども、ただいま先生からの御意見もございましたので、権利の上に眠る者がないような意味におきましての指導というものにつきましては十分努力してまいりたいと考えております。

○大原委員 この援護法の準軍属の適用は軍属と同じようにしたわけですが、これは遺族給与金という遺族年金と障害年金が一つの新しい政策では中心で、弔慰金等が加わっておる、葬祭料等が加わつておるわけですが、弔慰金は五万円だと思います。

そこで、その際に内科的な疾患があるわけですね。障害年金の場合、内科的な疾患がある。外科的に両手がないとか両手が切れたとか、あるいは目が見えない失明したとか、視力障害があるとかいう機能障害がはつきりしている場合はいいわけですね。障害年金の場合、内科的な疾患があるわけですね。障害年金の場合は、内科的な疾患がある。外科的に両手がないとか両手が切れたとか、あるいは

長崎等で警防団員や医療従事者で原爆症だ、白血病だ、あるいは肺ガンである、あるいは肝臓の機能障害がある、そういうふうなことで、たとえば

白血病等は四千数百人も認定患者がいるわけですね。内科的な疾患について、障害年金の特別項目から六項目、五款症に至るまで十二のランクづけの中に入れる場合に非常に不利になるので、そこで、それを照合してやるというのもあるでしょ。問題になるのは、これからも問題があるんで

すが、今まで問題があつたのは、やはり二人なら二人の証人をつけるという場合ですね。証人を当時の警防団の団長とか役員とか、あるいは町内会長とかというふうに限定したところにかなり

突つ込んだ研究もなされておるわけですから、内科的な疾患は従来どのように扱つてきただか。

○八木政府委員 授護法におきまして、内部疾患につきまして、実際の裁定にあたりましては、私どものほうで、顧問のお医者さんがおりますので、その方々の判断になつてはいる次第でございましょうけれども、現在の授護法におきますたてまえといたしまして、恩給法の障害程度の別表を授護法にも基礎にしておるというようなことでござりますので、障害程度の判定につきましては、恩給法に準じました判断で行なっている次第でございます。なる、現在まで障害年金受給者が、愛護法の場

なれど、五種の内、肝炎、結核、心筋梗塞等の慢性疾患で申しますと四千九百八十七件、約五千件でございますが、そのうち内科疾患を対象としておりますのは一割までには達しておりませんで八百八件らしいだと思いますが、四百八件というような現状でございます。

だ、こういわれている。白血病がなおるといつてはいまの医学では考えられないといっている。血液上の欠陥ですけれども、破壊されているわけでしょう。

そこでしかし余命を長く保つために、三
しめないと、いうふうな治療方法や防衛方法はある、
わけでしょう。ですから、そういう場合の特殊性
を考えながら、たとえば心臓病とか、あるいは
は老化現象が非常に早い、年の割合に老化する、

機能が全体として後退する。いろいろなことがある。悪いとかということは目が悪いとか手が悪いとかいうことは別の症状であって、こういった認識の十分ない医者等でございましてなれば、これは客観的な機能障害がないから、外科的な疾患がないからだめだ。こういうふうにランクを落とす場合がしばしばである。ですから、こうういう援護法の適用の際に、原爆症等については、

あるいは内科的な疾患についても、今までの経験やあるいは皆さん方の意見等を参考して、適切な基準というものを別につくって、そうして機能障害、外科的な疾患の障害の程度に当てはめてい

實際にこれを十分考慮して行なう、こういうことを専門機関にはかつてやるべきではないか、私はこう思います。いかがでしょうか。

○八木政府委員 先ほども御説明申し上げましたように、障害状況の判定につきましては、私ども顧問医が恩給法におきます障害程度の判定の考え方というものを基礎にしてやっておる次第でございまして、御指摘のような点につきましても、

○大原委員 その原爆症その他、内科的な疾患についての傷病年金適用についての留意点とか、基準とかいうようなものを特につけて、そして審査に遺憾なきを期してもらいたい、こういうことを強く私は要望をしておきます。

それからその次は遺族年金で軍属、準軍属について三万六千円百円といふことになりますね。これは月三万円ですが、この根拠は一体どこから出でるのですか。

遺族等扶助法の追加年金などもあるし、追加給付金の額につきましては、同じような戦争によります。遺族の援護という立場でござりますので、恩給法におきます公務扶助料といふものを基礎にいたしまして、援護法の年金というものが……（大原委員「どこを標準としているの」と呼ぶ）兵の公務扶助料でございます。

○大原委員 まあ軍属とか準軍属、たとえば勤務学徒なんというものは国との雇用関係は少ないと言はるが、薄いとは言いながら、逆に言うといふならば意思能力のない者を戦争に動員しているのですから、それで前途ある者が死んだり障害になつて死んでしまうことは、必ずありますから、そこで言つておきたいのは、軍人軍属以上

たれいでござる。正に言ひかねば、兵庫は、處遇をしてもいい、こういう理由になるわけですね。一般国民は戦争に巻き込まれて被害を受けたのですから、一般戦闘員についても一般論として、そういうことが言えるわけです。

いはおかしいと思うが、まあこの基準について
は、たとえば兵隊と下士官の総平均をとるとか、そ

ういうふうな考え方もあるのではないか。まあこれはきょうはひとつ私の意見だけ言っておこう。
もう一つは弔慰金はどういう立法の趣旨なのか。今度五万円になるんですね、準軍属は五万円ですか。弔慰金はどういう立法の趣旨で、弔慰金ということで遺族年金よりも少しは広い範囲で出

○八木政府委員　遺族年金なり遺族給与金の場合には生活保障というような観點からの年金ということでございますが、弔慰金の場合にはやはり生活保障という問題以外に、遺族の範囲等も直接な關係なくされた方との生計關係ということがあるだけではなしに、現実には兄弟姉妹というふうに範

朋が広がつておるわけでござりますが、これは現実に戦没者、なくなられたあとで御遺族に対しまして英靈をお守りするという立場におきます慰謝料的な考え方、そういうような面も入った一時金であろうというふうに考えておる次第でござります。

○大原委員 戦没者の妻や父母に対する特別給付金、六十万円、三十万円。これはどういう趣旨ですか。

○八木政府委員 戦没者の妻あるいは父母に対しては、特に最愛の夫を失ったあるいは最愛のむすこを失った者若

母の立場というものを考え方として、一般的年金ippi外に、やはりそういうような妻なりあるいは父母の立場に対します一時金というような考え方がある。当初の十万なり二十万の特別給付金だつたといふうに思われますし、それ以後の、継続しまして三十万、六十万こ着替されました。父母なり妻に対する

します特別給付金の性格といったましては、やはり戦没者を出したことに伴います、特に老齢扶助金が、その後の継続の給付金には入っているのではないかというふうに考えておる次第でございります。

○大原委員 最後に大臣、私の質問としては最後ですが、あと関連質問がありますが、引き揚げ者

については、給付金が二十万円ということで出たわけですね。在外資産の補償ではないが、出たわけです。それは権力関係はないわけです。ですか
ら、残つておる問題は、原爆被爆者の問題で、これでいいか。一般戦災者の問題で、東京空襲やいろいろなところから出ているわけです。私は、人命が建東皮筋ひとつでは、国民がかなり納得する線

や側面を書くことは、日本がなぜ、銀行の規制をきょうは厚生省も来て聞いてもらっているわけですか、あと人數から見れば少ないわけですから、それとも無限に広がるようなことを言って、それを権力関係に限定しようという考え方もあるわけです。そのこと自体について根拠はないとは言わないのですけれども、しかし、やはり当時の実

懇とかそういうものについて、いまの段階において考えて、不公平な点があれば是正をすることについては、きょう二時間近く議論をしたわけですが、厚生大臣代理はかなり理解をされたた
くふうに思います。ただ、齋藤厚生大臣がいいな
いのが貴重ですが、よく話を聞いていただきまし

て、ぜひこの問題については、現在の法律の足りない点を積極的に補っていく、こういう観点で処理してもらいたいということを最後につけ加えておきまして、私の質問は、関連質問者に譲りたいと思います。——ちょっと時間があるようですから……。法制局。つまり、部落会とか町内会の問題

題は、やはりわれわれも追跡する点は全部追跡しておかなければいかぬわけですよ。それで、隣組のとか町内会の防火活動というものは、自分で財産を守つたんだ、財産を守るためにやつたのだ。あれは國が命令したのではないのだ。したがつて、非戦闘員は戦闘に動員していないのだ。こういうことで戦後は言うなれば戦争犯罪の追及を受けたわけです。免れたわけです。経過は申し上げたのですが、事実はそうではないのです。「防空法等の八条の七により応急防火をなしこれに協力したまゝの（内務省訓令第十七号の第二の「組織」）の（四）の規定する通り「部落会及町内会ハ部落又ハ町内の規定する通り「部落会及町内会ハ

住民ヲ基礎トスル地域的組織タルト共ニ市町村ノ補助的下部組織トル「云々とあるのですよ。そういうのがあるのです。市町村の補助的な下部組織にするのだ」という規定が、内務省の訓令で出ておるわけです。ですから、防空組織といふものは、上から下までぱっと警察と軍隊の指揮系統が一本筋が入って、終わりどろは一億総員体制ができるわけです。ですから、いまここに資料が出ておりましたから、私が申し上げた点を補足をしておきますから、これは議事録にとどめて、そして皆さん方のほうでも検討してもらつて、実態と法律関係について法制局の見解をまとめもらいたい、こういうことを要望しておきましして、森井委員の関連質問に譲ります。

○森井委員 今回の改正は、先ほど来話がありましたが、一つは給付の額のアップ、それからもう一つは、準軍属の範囲の拡大、大きっぽに言いましてこの二つだと思うわけです。そこで、時間の関係もありますので、私は範囲の拡大の問題に限つて御質問申し上げたいと思います。

そこで、まず援護局長にお伺いしたいわけあります、今回の中改正是、範囲の拡大については、准軍属の範囲の拡大にしまして、長年要望されておった問題でありますので、私どもも評価をしたいと思うわけです。これで厚生省が考えておられます、大体この範囲まで入れたいという準軍属の範囲については終わるわけですか。

○八木政府委員 私どもの准軍属の範囲の拡大につきましては、従来から逐年範囲の拡大を行なつてきました次第でございますけれども、午前中もお答え申し上げましたように、援護法のたてまえといつしましては、軍人軍属のような直接軍の構成員である方しかしそういうような軍の構成員であるというような身分関係がない方々におきましても、軍の強制力なり、あるいは現実におきまして軍人軍属と同じような待遇をすることが必要であるというような方々につきまして、身分関係はございません。

ざいませんでも、動員学生でございますとか、あるいは戦闘参加者等を対象としたわけございません。その防空法関係の六条一項、二項の警防団あるいは医療従事者につきましては、かねてから懸案でございますし、昨年の国会等の附帯決議にもございました問題でございますので、私どもいたしましては、準軍属の処遇の範囲の拡大につきましては、現在のところでは今回の改正によりまして、おおむねその範囲の改善という点につきましては、目的を達しておるのではないかと

つきましては、自らを達しておるのではないかと、そして皆さん方のほうでも検討してもらつて、実態と法律関係について法制局の見解をまとめもらいたい、こういうことを要望しておきまして、森井委員の関連質問に譲ります。

○森井委員 今回の改正は、先ほど来話がありましたが、一つは給付の額のアップ、それからもう一つは、準軍属の範囲の拡大、大きっぽに言いましてこの二つだと思うわけです。そこで、時間の関係もありますので、私は範囲の拡大の問題に限つて御質問申し上げたいと思います。

そこで、まず援護局長にお伺いしたいわけあります、今回の中改正是、範囲の拡大については、准軍属の範囲の拡大にしまして、長年要望されておった問題でありますので、私どもも評価をしたいと思うわけです。これで厚生省が考えておられます、大体この範囲まで入れたいといつまでもあります。これが大体のところです。准軍属の範囲については終わるわけですか。

○森井委員 その救済ということになりますが、私はそれでいいと思うのです。ただ、防空に従事をしておつた者という形になりますと、いろいろあるわけありますね。たとえば、旧防空法の中でも、第一条を見ますと、防空というものの定義が明らかにしてあります。何と言いましても、いまからの常識でいきますと、警防団、医療従事者というものはその最たる医療従事者に限るということではなくて、

いま申し上げましたように、旧防空法の第一条の精神からいけば、まだ該当者があるのではないか、こういう感じがするわけがありますが、その点いかがですか。

○八木政府委員 確かに御指摘のように、防空法は、当時の状況といたしましては戦時におきます防空の目的を達するというようなことから、なかなか、こういう感じがするわけがありますが、その

ふうには直ちには結論はできないのではないかといふうに理解をしておる次第でござります。

○森井委員 私は空襲の非常に激しいころに、実は私自身が電信士として旧通信省につとめておりまして、言うなれば防空通信を身をもつて体験をした一人です。これは軍から発せられました空襲警報なりあるいは警戒警報なりその他情報について、通信省の現場で受け、そしてたとえば市役所であるとか消防であるとか、もちろん警防団であるとか、そういった防空関係者に知らせるという任務があつたわけでありまして、むしろそう

いた旧通信省の従業員によつて警防団が動かされておつた、こういうふうにも一面で言えるわけであります。

いま、私こことに持つておりますのは広島市の警防団のその当時の資料でありますけれども、警防団の指揮命令系統等についてこの表に明らかになつておるわけでありまして、ちょっと見えにくいかと思ひますので読みますけれども、その当時の防空の系統図なんです。

〔齊藤（滋）〕 委員長代理退席、山口（敏）委員長代理着席

それを読みますと、西部軍司令部、またはこれは海軍のほうであります、呉鎮守府、ここからま申し上げました警報が発せられた場合のことを申し上げますと、警報が伝そられまして、そして

〔齊藤（滋）〕 委員長代理退席、山口（敏）委員長代理着席

それを読みますと、西部軍司令部、またはこれは海軍のほうであります、呉鎮守府、ここからま申し上げました警報が発せられた場合のことを申し上げますと、警報が伝そられまして、そして

それを読みますと、西部軍司令部を通つて広島中央電話局あるいは広島中央電信局、つまり電話と電信と両方ございますから、そういうものに伝達をされ、さらにそこから今度具体的には電話と電信と両方ございますから、そのいふたものに伝達をされ、さらにはその具体的には防空隊の指揮下に入つておつた、この事実があるわけですね。これは通信等の有給の吏員等がその身分を保有したまま陸海軍に配属をされまして、そして事変地あるいは戦地で勤務をしておつたわけでございます。これはあなたもお認めになると思うわけであります。したがつて、私

が准軍属として扱われるということについては非

常に歓迎をするわけであります。いま申し上げたように、具体的に旧通信省の関係の中で防空業務に従事をして苦労した人は一体どうなるん

が送られてまいります。明らかにしておきます

承つておきたいと思います。

と、ツー・トン・トン・トン・ツーなんです。そしてあとそれぞれたとえば空襲警報の場合でしたらナ・イ・セ・ク・ハという暗号で送られてくるのです。ナ・イ・セというものは内海西部ということだらうと思うのであります。ク・ハというものは空襲警報の発令、ですから警戒警報の場合ならナ・イ・セ・ク・ハという、もちろん電報です。

どうか、この点について援護局長からお考えを

○八木政府委員 先生御指摘のように、当時の防空法のたてまえといたしましては、防空計画そのほかの防空業務につきまして、軍との関係におきましていろいろな意味で、先生からお話しございました警報の発令の伝達の問題等につきましても非常に御苦労されたということは十分わかるわけでございますけれども、ただ、私どもの戦傷病者でござりますけれども、まだ、私どもの戦没者、戦没者遺族等援護法を取り扱つております範囲の問題といたしましては、軍人軍属、あるいはたまたま身分がございませんでも、軍との関係である程度身分関係があるのではないかというぐらい擬制できるほどの強制力が及んでおるという方々につきまして、援護法の対象にしているわけでございまして、旧通信職員の方々につきましては、それ自身通信關係の職員としましての処遇があるわけでございますので、旧通信關係におきます援護法は、御案内のとおりあくまでも、それは共済組合の規定としても私は問題がありますが、それ自身のところで処遇していくべくというのが援護法のたてまえでございますので、私どものほうといいたしましては、そういうような公務員けれども、當時共済組合等があつたわけでござりますし、ほかの場合もそうでございますが、それ自身のところで処遇していくべくというのが援護法のたてまえでございますので、私どものほうといいたしましては、そういうような公務員であるというような形でない方々につきまして、軍人軍属以外の方々につきまして準軍属として処遇しているというような次第でございますし、確かに、御指摘ございましたような防空關係の面におきまして非常に御苦労されたという点につきましては十分承知しております次第でございますが、これは私どもの問題と申しますよりは、むしろ郵政省等の問題ではないかといふに考へている次第でござります。

○森井委員 一般的にいいますと、いま共済組合

という話が出ましたけれども、いわゆる業務災害等で殉職をされた。したがって、殉職年金を支給するというふうな場合、これは当てはまると思うのです。しかし、いま私が問題にいたしましたのは、原爆が投下をされて、たまたま通信省の現場

でござります電話局なり電信局が爆心地のすぐそばにあったわけです。したがつて、吹き飛んだわけです。これは焼夷弾でもいえるわけであります。が、焼夷弾等については、これはそういうふうにしました警報の発令の伝達の問題等につきましても、非常にお話しございました。されども、ただ、私どもの戦傷病者でござりますけれども、まだ、私どもの戦没者遺族等援護法で取り扱つております範囲の問題といたしましては、軍人軍属、あるいはたまたま身分がございませんでも、軍との関係である程度身分関係があるのではないかというぐらい擬制できるほどの強制力が及んでおるという方々につきまして、援護法の対象にしているわけでございまして、旧通信職員の方々につきましては、それ自身通信關係の職員としましての処遇があるわけでございますので、旧通信關係におきます援護法は、御案内のとおりあくまでも、それは共済組合の規定としても私は問題がありますが、それ自身のところで処遇していくべくというのが援護法のたてまえでございますので、私どものほうといいたしましては、そういうような公務員であるというような形でない方々につきまして、軍人軍属以外の方々につきまして準軍属として処遇しているというような次第でござりますし、確かに、御指摘ございましたような防空關係の面におきまして非常に御苦労されたという点につきましては十分承知しております次第でございますが、これは私どもの問題と申しますよりは、むしろ郵政省等の問題ではないかといふに考へている次第でござります。

でござります電話局なり電信局が爆心地のすぐそばにあったわけです。したがつて、吹き飛んだわけです。これは焼夷弾でもいえるわけであります。が、焼夷弾等については、これはそういうふうにしました警報の発令の伝達の問題等につきましては、軍人軍属、あるいはたまたま身分がございませんでも、軍との関係である程度身分関係があるのではないかというぐらい擬制できるほどの強制力が及んでおるという方々につきまして、援護法の対象にしているわけでございまして、旧通信職員の方々につきましては、それ自身通信關係の職員としましての処遇があるわけでございますので、旧通信關係におきます援護法は、御案内のとおりあくまでも、それは共済組合の規定としても私は問題がありますが、それ自身のところで処遇していくべくというのが援護法のたてまえでございますので、私どものほうといいたしましては、そういうような公務員であるというような形でない方々につきまして、軍人軍属以外の方々につきまして準軍属として処遇しているというような次第でござりますし、確かに、御指摘ございましたような防空關係の面におきまして非常に御苦労されたという点につきましては十分承知しております次第でございますが、これは私どもの問題と申しますよりは、むしろ郵政省等の問題ではないかといふに考へている次第でござります。

でござります電話局なり電信局が爆心地のすぐそばにあったわけです。したがつて、吹き飛んだわけです。これは焼夷弾でもいえるわけであります。が、焼夷弾等については、これはそういうふうにしました警報の発令の伝達の問題等につきましては、軍人軍属、あるいはたまたま身分がございませんでも、軍との関係である程度身分関係があるかないかといふに考へていますが、これは御案内のとおりあくまでも、それは共済組合の規定としても私は問題がありますが、それ自身のところで処遇していくべくというのが援護法のたてまえでございますので、私どものほうといいたしましては、そういうような公務員であるというような形でない方々につきまして、軍人軍属以外の方々につきまして準軍属として処遇しているというような次第でござりますし、確かに、御指摘ございましたような防空關係の面におきまして非常に御苦労されたという点につきましては十分承知しております次第でございますが、これは私どもの問題と申しますよりは、むしろ郵政省等の問題ではないかといふに考へている次第でござります。

でござります電話局なり電信局が爆心地のすぐそばにあったわけです。したがつて、吹き飛んだわけです。これは焼夷弾でもいえるわけであります。が、焼夷弾等については、これはそういうふうにしました警報の発令の伝達の問題等につきましては、軍人軍属、あるいはたまたま身分がございませんでも、軍との関係である程度身分関係があるかないかといふに考へていますが、これは御案内のとおりあくまでも、それは共済組合の規定としても私は問題がありますが、それ自身のところで処遇していくべくというのが援護法のたてまえでございますので、私どものほうといいたしましては、そういうような公務員であるというような形でない方々につきまして、軍人軍属以外の方々につきまして準軍属として処遇しているというような次第でござりますし、確かに、御指摘ございましたような防空關係の面におきまして非常に御苦労されたという点につきましては十分承知しております次第でございますが、これは私どもの問題と申しますよりは、むしろ郵政省等の問題ではないかといふに考へている次第でござります。

いたいと思うのです。

○小畠説明員 お答えいたします。戰時中におきます通信体制の一環といたしまして昭和十三年の一月二十八日に通信省令第九号で防空通信規則といたえば警報でありますとかあるいは情報等の伝達のためにいわゆる防空通信というものに従事しておつたわけでございます。

。

して、雇用人の中で生活の維持者についてはその当時の共済組合法で救済をされる。したがって生活維持者でない人は、私のとばで申し上げますならば泣き寝入りという形になつておるわけであります。ちなみに、これは同じような企業体でございましたたとえば国鉄、これなんかは家計の負担者であろうとそうでなかろうと、生計をともにしておれば援護の対象になるという形になつておるわけであります。ですから、そういうふうに生計の維持者というのはあまりたくさんなかつたわけでありまして、私は当時の立法がどうなつておったかさだかであります。國鉄とか専売とか合理な形でこぼこがあつた。國鉄とか専売とかいうところは、いま申し上げました生計をともにしておる遺族があれば、それに遺族給与金等が支給されるようになつておる。いま申し上げましたように、旧通信省の場合は家計の維持者というもう一つの条件がついておるわけであります。これはそれ以外にも幾つかございまして——私が知つてゐる範囲で三つであります。一つは陸軍省あるいは海軍省につとめておきました職員——これは軍人じやありませんよ。その当時のわゆる文官といわれた者であります。うちの大ざつぱに言ひますと、そういった方々については、やはり旧通信省と同じように生計をともにしておるという条件以外に、生活の維持者がなくなつた場合といふような規定があるわけです。ところが、奇妙なことに、同じような条件であります。陸軍省、海軍省等の雇用人については、この法律ができる扱つていらつしやる。中身はほとんど変わらないときには御案内のとおりはずしてありましたけれども、調べてみたら、これは対象にならないといふことで、途中で突っ込んでいま準軍属として扱つておられる。中身はほとんど変わらないと思うのです。どうですか。

○八木政府委員 確かに防空法の問題につきましては、厚生省が遺族援護の立場で考えるといふことでござりますので、厚生省の問題としましては、厚生省がございます場合にはそれそのところでお考えいただくというのが、使用者責任という立場におきましては、使用者の立場におきましては、使用者の立場で考慮するわけです。ですから、せつから今回の援護法の改正を機会にして、再度この問題についておきましては、これは公務上の問題として当然考へられる問題かといふように考へられる次第でございまして、いすれにいたしましても、先ほど御説明申し上げておりますように、それぞれ公の、何らかの公的な立場で雇用関係がはつきりしておるという場合には、事業主責任、使用者責任というような考え方から申しまして、使用者の立場におきまして補償を考えるというのが筋ではなによく考へるわけです。ですから、せつから今回の援護法の改正を機会にして、再度この問題についておきましては、この法律ができる

○森井委員 陸海軍省の雇用人の問題につきましては、厚生省が遺族援護の立場で考へるといふことでござりますので、厚生省の問題としましては、厚生省がございます場合にはそれそのところでお考えいただくというのが、使用者責任という立場でおきましては、使用者の立場ではなによく考へるわけです。どうですか。

○八木政府委員 確かに防空法の問題につきましては、厚生省が遺族援護の立場で考へるといふことでござりますので、厚生省の問題としましては、厚生省がございます場合にはそれそのところでお考えいただくというのが、使用者責任という立場でおきましては、使用者の立場ではなによく考へるわけです。どうですか。

○森井委員 悪く解釈しますと、いまの答弁にありますように、陸海軍は厚生省の所管だからとおっしゃいますけれども、だからやつたんだから。私は、少し根性が悪いようですねけれども、それがどう解釈せざるを得ないじゃないですか。どこが違うのですか。

そこで、その点をお考へをいただきたいと思うことと、それから今回は防空ということで警防団、医療従事者が出たわけですね。これはなぜか。もう本土決戦という形で、あれだけひどい空襲が続いてまいりました。その最後が原爆だった

わけですね。したがって防空にしばられたということについては私も十分理解をし、評価をしておるわけです。

それなら、同じ防空という立場なら、この際、そう人数は多くないのだから入れられたらどうかということ、これは、かりに実施

をするということになると思うのです。郵政省なりあるいは日本電信電話公社はそれぞれ会計が別でありますから、それぞれ措置されることにならんじやないかと思うのです。その点についていかがですか。

○八木政府委員 前段の問題でありますけれども、現在の私どもの所管しております法律のたてまえが、軍人、軍属といふのをまず基本に置きまして、これは当時の軍が何らかの形で直接の使用者であるというふうな考え方から、その御遺族等に対します保護を考えておるわけでございます。さらに準軍属につきましては、直接軍の使用者ではないかも知れないけれども、軍の構成員と同じような立場にあるというふうに考えられる方々を、軍の直接の使用者と同じような立場で、構成員と同じ立場で処遇しているということでござりますので、御指摘ございました通信関係の方々につきましては、はつきりした使用者といふのがあるわけでございますから、そちらのほうでお考いただくのが筋ではないかというのを申し上げておる次第でございます。

○森井委員 後段の問題につきましては、私どものほうの所管の問題ではございませんので……。

○森井委員 それじゃ、後段の問題はそれの省からということでありますから、ついでにお伺いしておるわけであります。いまお聞きのように、郵政省なり電電公社の皆さん、ほんとうにこ

れで残ったのは旧通信省の関係で、しかも雇用人に限られておるわけですね。これが終わなければやつぱり戦後は終わらないというぐらいためです。

申し上げたいわけです。いま郵政省としてはどういうふうにお考えですか。具体的にいまの議論をお聞きになって、郵政省あるいは電電公社だけ残るわけがありますが、それぞれの省から一言ずつ

所感をお伺いしておきたいと思うのです。なお予算の問題についても、もしもきまれば郵政なり電電

なり、それぞれ支払いをされることになると思う

わけありますから、予算の点についてもお伺いしておきたい。

○北政府委員 年金ということだと存じますが、年金ということでございますと、これは支給しま

す側と受ける側との間に永続的な権利義務関係を発生する、こういうことになるわけであります。

こういった権利義務関係は、やはり法律によって明確化しておく必要があるというふうに考えるの

であります。ただその場合、そういう特別立法と

いう中でこの原爆殉職されました旧通信雇用人の

みを対象とする制度を考えるということは、先生のお話も十分わかるわけでございますけれども、

理論づけが非常にむずかしいのではないかといふように実は考えておる次第でございます。

○森井委員 電電公社、いかがですか。

○小沢説明員 お答えいたします。

私どものほうは、政府機関でございませんで政

府関係機関でございますが、ただいまの森井先生のお話を拝聴いたしておりますと、御趣旨は、厚生省とのいろいろな話で、法令的な措置を講じて、その上でこの旧通信雇用人の防空業務等に従事した者についての救済をはかるべきである、こ

ういうふうな御趣旨に拝聴いたしましたが、電電

公社といたしましては、そのような法令的措置が講ぜられました時には、監督官庁とも十分御指導を仰ぎながら、必要な措置を講ずるようになります。

○森井委員 いたとおもておもておもておもておも

べきものというふうに考えておられます。

○森井委員 そうしますと、問題の認識について

は援護局長と私のやりとりで十分御理解をいただ

いたと思うわけあります。しかも援護局長は、やはり雇用者負担の原則からいければ旧通信省、現

在の郵政、電電というところで措置をしてもらいたいという形で、援護局長としては、これに支出

の点援護局長のお考えを承りたい。

○八木政府委員 これは私どもの所管の問題ではございませんので、申し上げる筋合いでないといふに考えておられますけれども、現在の援護

法のほかの例から見ますと、そういう方々、生計維持者と同一の方々は入っているという面は申し上げられると思います。

○森井委員 そうしますと人事局長、先ほど申し上げましたように、国鉄の関係者は救済をされておる、あるいは陸軍海軍の雇用者についても、あ

るいは大蔵省の関係についてもすべて救済をされ、具体的に残つておるのはあなたのところだけなんです。しかも、くどいようでありますと、いままでのやりとりをお聞きのように、何とかした

いけれども、厚生省の答弁は、この援護法には言うなればなしもないという意味での答弁をされた

わけでありまして、なじむものなら、援護法の改正のときに同時に入れたいというお気持ちはなん

ですね。

そうしますと、何らかの形でやはり措置するた

めに、当然郵政省として対策を講ぜられるべきだ。しかも、この議論も歴史は長いわけでありま

して、郵政省で山本人事局長時代からの問題なんですね。十分研究をしてみますという形で今日ま

であります。したがいまして、この問題の解

決は、少なくとも今回の援護法の軍属の範囲の拡大を機会に、郵政省としてもどうしても処理をさ

れなければならない問題だと私は思うわけであります。その点について再度、あなたのところだけ

ですから、やはり残つた立場から御答弁いただきたい。しかも、いま、電電公社の小沢厚生局長の

答弁は、あなたのほうがいいと言えば電電公社と

してはやはり支給する用意がある、というと大き

い。しかも、いま、電電公社の小沢厚生局長の

答弁は、あなたのはうがいいと言えば電電公社と

してはやはり支給する用意がある、というと大き

い。しかも、いま、電電公社の小沢厚生局長の

ござりますのは、監理官のほうでございまして、私が人事局長というのは郵政省だけの人事局長でござりますので、その点は御理解いただきたいと

思います。

それから、私どもこの問題につきましてはかねがね大原先生等の御指導もございまして、御承認のよう、特別交付金というものを、共済組合の立場ではなくて、郵政省という国家機関の立場で当時その道を開きました、そして支出をしたわ

けでございます。御指摘のように、今回援護法の改正ということで、さらにその援護法の中へ入ら

ども申し上げましたように、旧通信雇用人のうちの生計維持者でない者だけが、そういう意味では

してはどうかというお話をだとうふうに理解いたしましたが、特別立法の問題につきましては、先ほ

ども申し上げましたように、旧通信雇用人のうち

の生計維持者でない者だけが、そういう意味では

年金の対象から現実に残つておるという問題は確かにござりますし、関連いたしまして、森井先生のお話をよくわかるわけでございますけれども、現

実にそこだけが残つておるからそれを特別立法するということにつきまして、理論づけも非常に困難な面がございまして、にわかに動き出せないわ

けでございますが、なお十分に研究はいたしたい

というふうに考えます。

○森井委員 そうなりますと、私の主張は、お聞

きのように、まずやはり原爆が落ちたという特殊事情、あるいは何人が焼夷弾でなくなられた方も

おりますけれども、これは人数が限られておる。

一瞬に吹き飛んだわけですから、ほとんど原爆で

すよ。したがって、一つの主張は、そういう意味

では共済組合で見るよりも、國家補償の精神に基づいて出すわけですから、やはり援護法のほうが

私は正しいように思う。そういうことで、厚生省に要求をする意味で質問を展開したわけであります

から、どうですか、その点。

○北政府委員 一番最後に仰せられました問題は、実は内部の区分で、たいへん恐縮でございま

すけれども、私どものほうで電電公社との関係がぬという立場でありますから、厚生省の主張が通

るのなら、やはりいま発言がありましたような郵政省の考え方は、これはもう引っ込めるところになるとと思うのです。ただ私は、どちらかできちつとしなければならぬときになっておる、このことだけは特に強調したいわけです。援護局長、その点どうですか。

○八木政府委員 確かに先生がおっしゃいます趣旨は十分わかるわけでございますが、何べんも申し上げますように、どうも援護法の体系の中に非常にじみにくいのではないか。ですから、私どものほうの所管の問題としてこの問題を処理するというのは非常にむずかしい。むしろ郵政省ですか、電電公社のほうでお考いただく問題ではないかというふうに考えます。

○森井委員 石本政務次官がお見えでございますので、政務次官のほうからお考えを承りたいと思うのです。

○石本政府委員 今までじつと話を聞いておったわけですが、確かに先生おっしゃるよう、筋目といたしましては、国家的見地から見ますと非常にバランスがとれておりませんので、両方の立場の局長さんのお話を聞いておれば、それぞ親元があるのではないか、あるいはまた、援護法の中で何とかできなかとおっしゃっているわけでござりますけれども、私は厚生省の立場で、まあ局長は法を守るお立場で今までの御意見を開陳なさいましたので、まだ大臣お帰りになりましたら、今日こうありましたこともよくお話しいたしまして、さらにまた当局、局長の皆さまの御意見も十二分に煮詰めさせていただいて、検討してみたいという気持ちで聞いておりました。以上でございます。

○森井委員 よくわかりました。

それで、聞いておりまして、問題の深刻性については認識をしていただいたが、どうも厚生省と電電、郵政とでキヤッヂボールをしておるようで、肝心の被害者ははどうなるのかという問題が非常に気になるわけですよ。

そこで、援護局長に言わせれば、もう雇用者負

担ということを先ほどおっしゃいましたから、これは正確に解釈しますと、旧通信省、現在引き継いでおります郵政省と電々公社の責任であるといふこと、これははつきりしておると思います。あなたが答弁で雇用者負担ということがはつきりすれば。しかしいま申し上げましたように、私としては、そらはいうものの業務災害ではないという問題が当然残つてしまりますので、そうかといつて郵政省その他に合わせるというのも、共済組合という性格からすれば若干疑問が残る。いま政務次官が言われましたように、委員長、これはどうでしようか。きょうまだこの法案の採決じゃないようでありますから、次は厚生大臣がお帰りになりますし、いま政務次官から御答弁がありました。どうな形で大臣ともよく相談してということでもございましたので、きょうはこれで終わらしていただいて、大臣と御相談の上、この問題の決着をつけるということで、質問を留保させていただきます。

○山口(敏)委員長代理 速記をちょっとやめて。
〔速記中止〕

○山口(敏)委員長代理 速記を起こしてください。
〔速記中止〕

○森井委員 終わります。

○山口(敏)委員長代理 次回は、來たる四月二日火曜日、午前十時理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時四十一分散会